

古賀市 子ども・子育て支援事業計画

(平成27～31年度)

子どもが生き生き生きるまち～生きる力を育む子育ての「わ」～



平成27年3月
古賀市

はじめに

子どもは将来の社会を担う国の宝です。

子どもの健やかな育ちを保障するとともに、子育て家庭を支えていくことは、未来への投資であり、地域社会全体で取り組む必要があります。

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。少子高齢化や核家族化が進み、家族や地域の絆が薄れる中で、子育ての孤立化や子どもの貧困、児童虐待などが深刻な社会問題となっています。

本市ではこれまで、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 21 年度に「古賀市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、安心して子どもを産み、楽しみながら子育てができるまちの実現に向けた施策を推進してきました。

そのような中、国においては、社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりのため、平成 24 年にいわゆる「子ども・子育て関連 3 法」を制定しました。その一つである「子ども・子育て支援法」では、すべての自治体に対し 5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられ、平成 27 年度から新たな子ども・子育て支援制度がスタートすることとなりました。

この度、これらの状況を踏まえ、「古賀市次世代育成支援後期行動計画」の継承計画として、「古賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「子どもが生き生き生きるまち～生きる力を育む子育ての「わ」～」を基本理念としています。子どもがたくましく生きぬいていく力を身につけ、あらゆる社会環境の変化に対応できるよう、家庭、地域、企業及び行政がそれぞれの役割のもとに連携・共働し、地域全体で子どもや子育て家庭を支える地域づくりをめざして本計画の推進に努めて参ります。皆さまにおかれましても、子どもたちを温かく見守っていただくとともに、子どもや子育て家庭へのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました古賀市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました多くの方々から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

古賀市長



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 子ども・子育て支援新制度の概要	3
5 計画策定の方法	6
第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状	8
1 人口・世帯の状況	8
2 人口動態・就労の状況	13
3 保育所、幼稚園、小・中学校、特別支援学校の状況	18
第3章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題	22
1 子どもの健やかな成長に向けた取り組みの充実	22
2 子育て支援サービスの充実	25
3 育児環境の整備	30
4 保育サービスの充実	33
第4章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 施策の体系	39
第5章 施策の具体的な取り組み	40
基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援	40
基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり	48
基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり	53
基本目標4 教育・保育提供体制の充実	57
事業一覧	60

第6章 量の見込みと確保方策	65
1 教育・保育提供区域	65
2 子ども・子育て支援給付	65
3 地域子ども・子育て支援事業	71
第7章 計画の推進体制	77
1 推進体制の確立	77
2 計画の進捗管理・評価	77
資料編	78
1 古賀市子ども・子育て会議条例	78
2 計画策定の経緯	80
3 古賀市子ども・子育て会議委員名簿	81
4 答申書	82

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大等を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

国は、「少子化社会対策基本法」を平成15年に制定するなど、少子化対策に関わる総合的な取り組みを進めてきました。また、市町村においては、平成17年から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、地域の特性を考慮して策定した「市町村行動計画」に基づき、次世代育成支援に関わる取り組みが進められています。なお、「次世代育成支援対策推進法」は、法改正により、平成26年度末までの時限立法が、さらに10年間延長されることになりました。

また国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けての検討を進めてきました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法[※]」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざすとされています。

本市ではこれまで、「古賀市児童育成計画（Angel Plan）」や「古賀市青少年プラン」をはじめ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

※ **子ども・子育て関連3法**：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の総称。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「古賀市次世代育成支援行動計画」の考え方を継承し、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」も一体的に策定するものとします。

また、本計画は、上位計画である「古賀市総合振興計画」や、その他関連計画と整合性、連携を図っています。

※注 本計画における「子ども」は、0歳からおおむね18歳までの子どもをいいます。

根拠法令

<子ども・子育て支援法>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

<次世代育成支援対策推進法>

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

平成 18年度	平成 19年度	~	平成 21年度	平成 22年度	~	平成 26年度	平成 27年度	~	平成 31年度
古賀市児童育成計画 (AngelPlan)									
	古賀市青少年プラン								
		見直し	古賀市次世代育成支援 後期行動計画			古賀市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)			

4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 施設型給付費等の支援を受ける子どもの認定区分

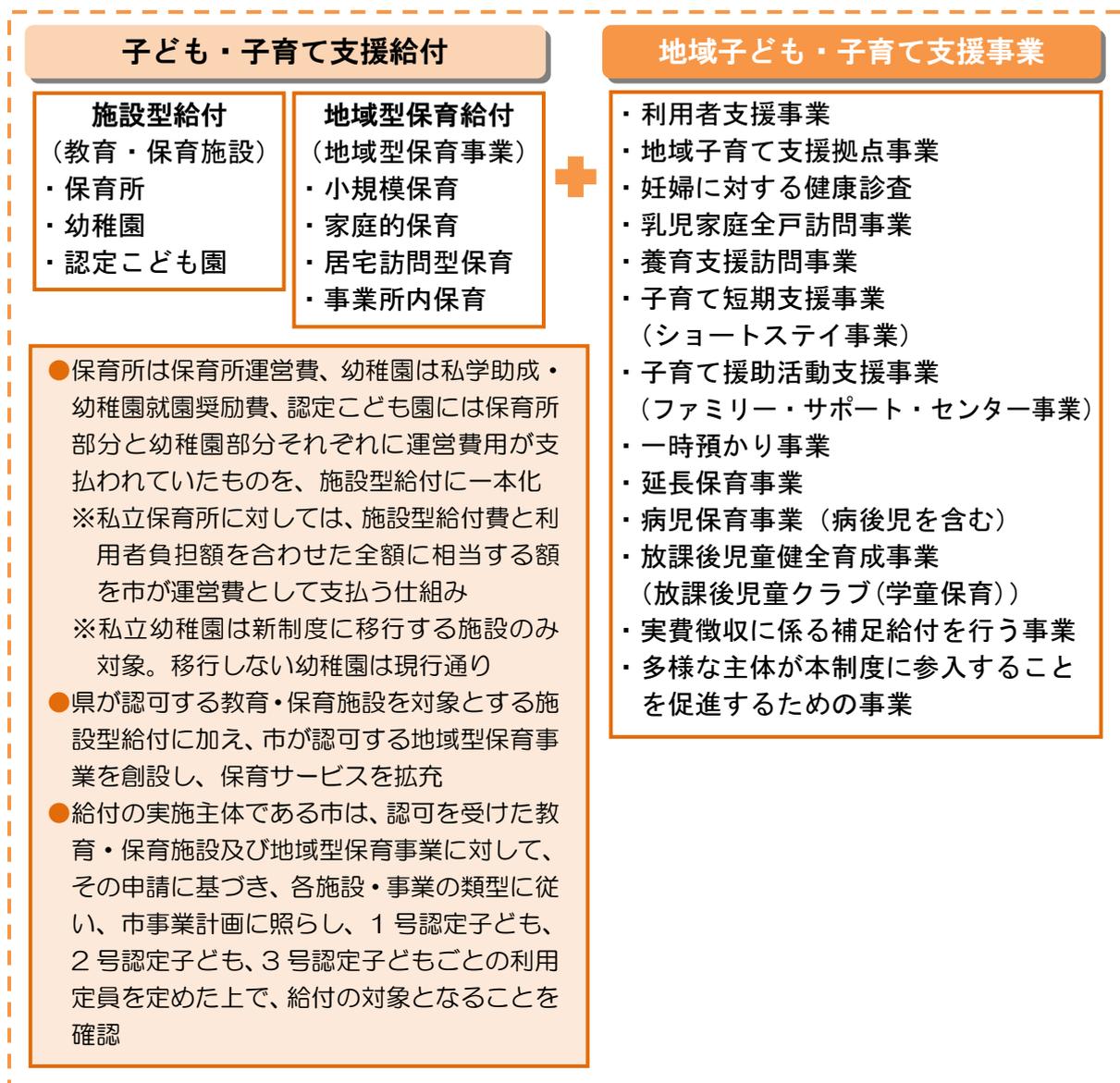
教育・保育施設、地域型保育事業を利用する子どもについて、保護者の申請に基づき居住市町村が次の3つの認定区分に従って認定を行い、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われる仕組みとなりました。

認定区分	給付の内容 (保育必要量)	給付を受ける 施設・事業 (利用先)
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業



(2) 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援サービスは、「子ども・子育て支援給付」（施設・事業者が代理受領）と地域の子育て家庭を支援する「地域子ども・子育て支援事業」で構成されています。



(3) 施設・事業の概要

教育・保育施設

■ 保育所・幼稚園

保育所は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

■ 認定こども園

幼稚園・保育所などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

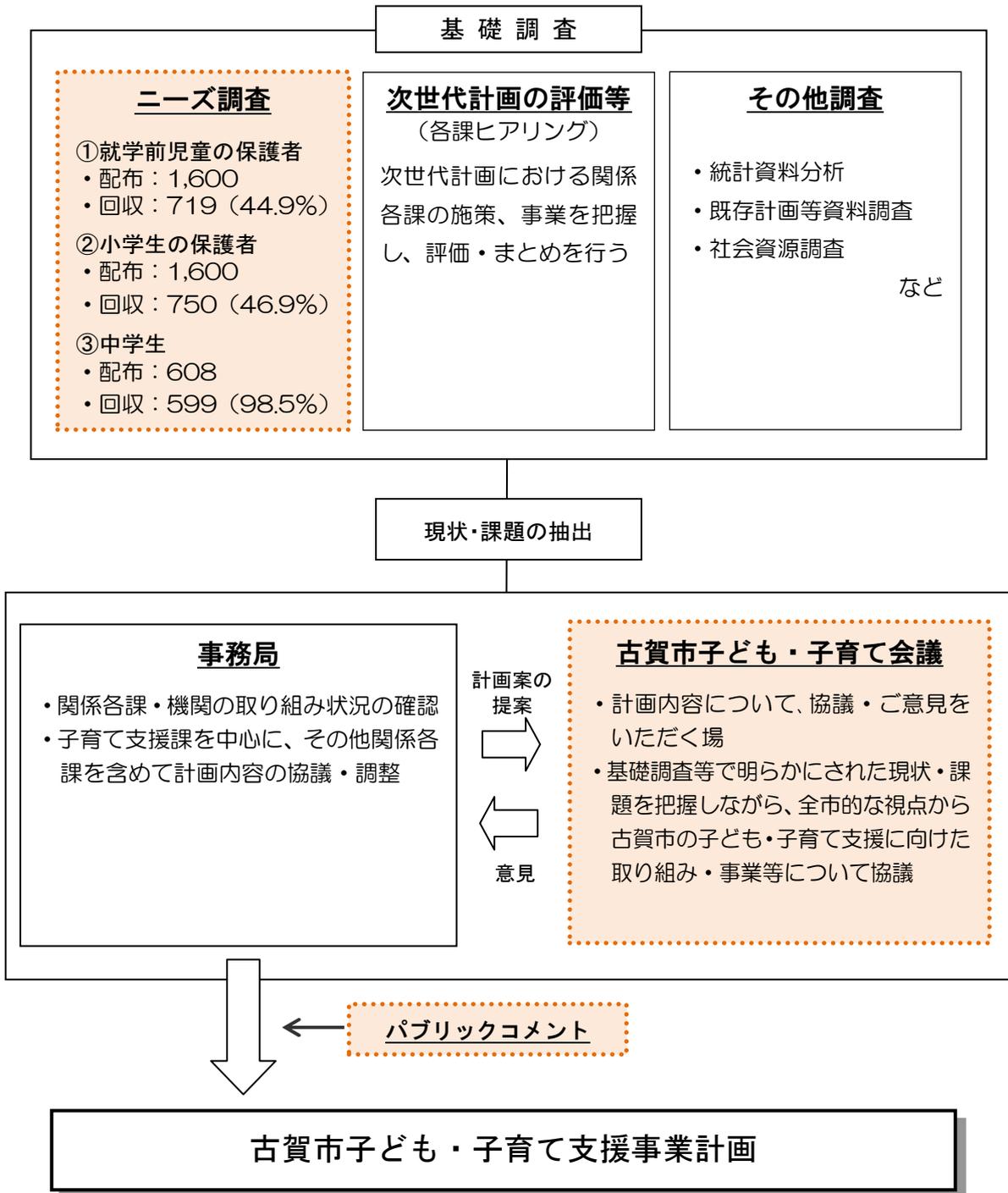
地域型保育事業

小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

認可 定員	19人	小規模保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業
	6人			
	5人	家庭的保育事業		
	1人			

5 計画策定の方法

(1) 計画の策定体制



※ は、住民参加による策定プロセスを示す

(2) ニーズ調査の実施概要

① 目的

本調査は、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、市民の子育て支援に関する実態や意見・要望などを把握するため実施しました。

② 調査概要

- ・ 調査地域 : 古賀市全域
- ・ 調査の種類 : ①就学前児童の保護者対象調査、②小学生の保護者対象調査、③中学生対象調査
- ・ 調査対象者 : 【就学前児童】 古賀市内在住の就学前児童の保護者
【小学生】 古賀市内在住の小学生の保護者
【中学生】 古賀市内の中学1年生から3年生
- ・ 調査期間 : 【就学前児童】 平成25年12月12日～12月26日まで
【小学生】 平成25年12月12日～12月26日まで
【中学生】 平成25年11月25日～12月20日まで
- ・ 調査方法 : 【就学前児童】 郵送による配布・回収
【小学生】 郵送による配布・回収
【中学生】 学校にて実施・回収

	配布数	有効回答数	回収率
就学前児童調査	1,600	719	44.9%
小学生調査	1,600	750	46.9%
中学生調査	608	599	98.5%

第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状

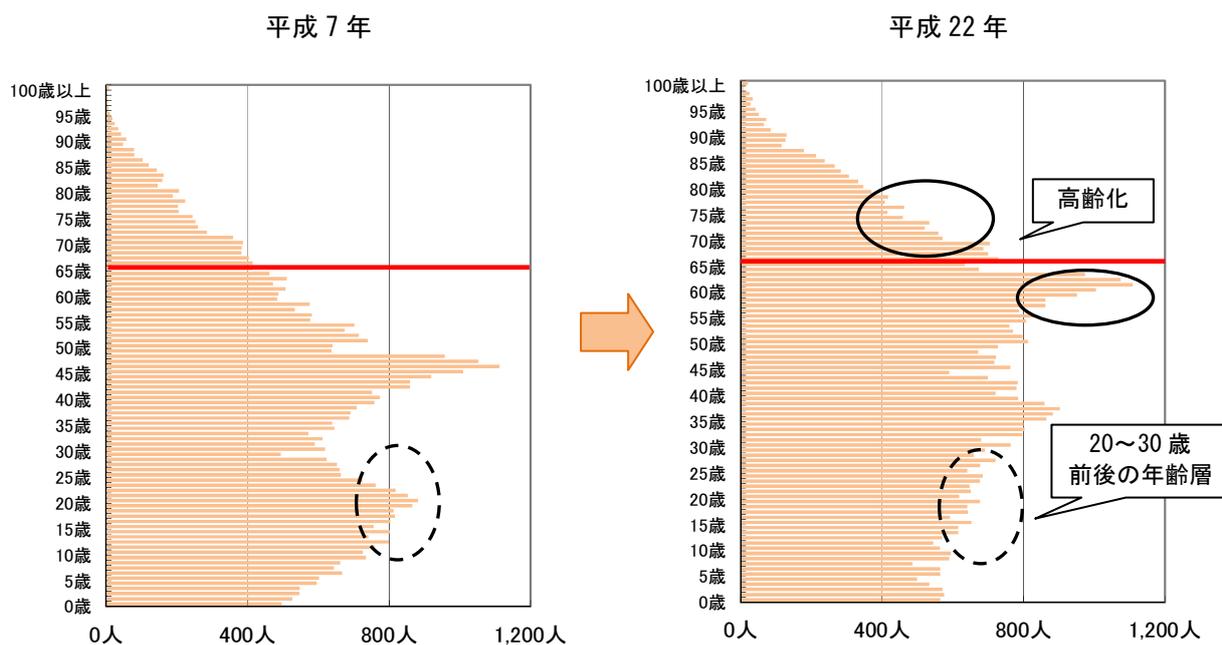
1 人口・世帯の状況

(1) 人口構成の推移

平成7年と平成22年における本市の人口構成をみると、子どもの人口は低年齢児は増加しているものの、5歳以上になるとやや減少していることがわかります。一方、60歳前後や65歳以上の高齢者人口は増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化しています。

また、平成7年において山を形成していた20歳前後の年齢層は、平成22年では減少しています。多くが結婚・出産を経験する年齢層の減少とともに、今後も少子化の進行が予測されます。

<図表1 古賀市の人口構成の推移>



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

本市の総人口は、平成7年の51,244人から平成22年の57,920人と15年間で6,676人増加しています。

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）は15年間で1,399人減少（人口構成比で4.6ポイント減）しているものの、老年人口（65歳以上）は5,082人増加（人口構成比で7.4ポイント増）しています。

このように、本市では、少子高齢化の傾向がみられます。

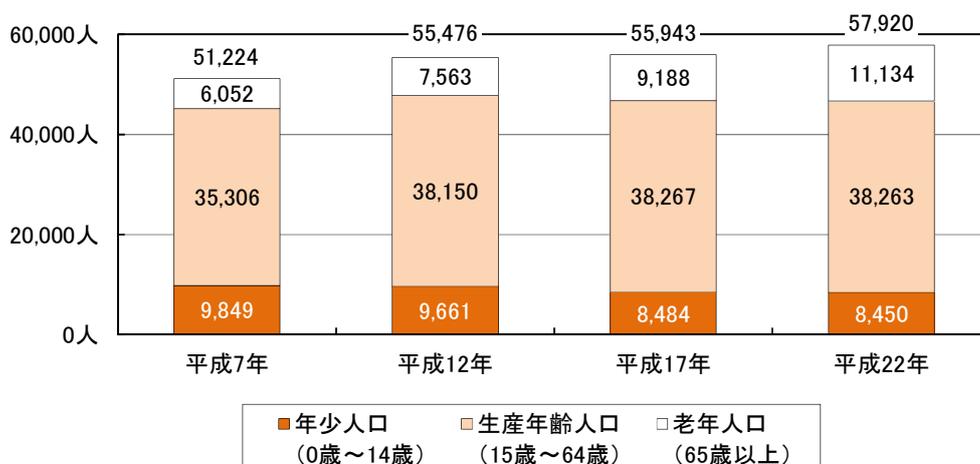
<図表2 古賀市の年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年 (参考)
総人口	51,244	55,476	55,943	57,920	58,324
年少人口（0歳～14歳）	9,849	9,661	8,484	8,450	8,467
構成比	19.2%	17.4%	15.2%	14.6%	14.5%
生産年齢人口（15歳～64歳）	35,306	38,150	38,267	38,263	36,806
構成比	68.9%	68.8%	68.4%	66.1%	63.1%
老年人口（65歳以上）	6,052	7,563	9,188	11,134	13,051
構成比	11.8%	13.6%	16.4%	19.2%	22.4%
年齢不詳	37	102	4	73	0

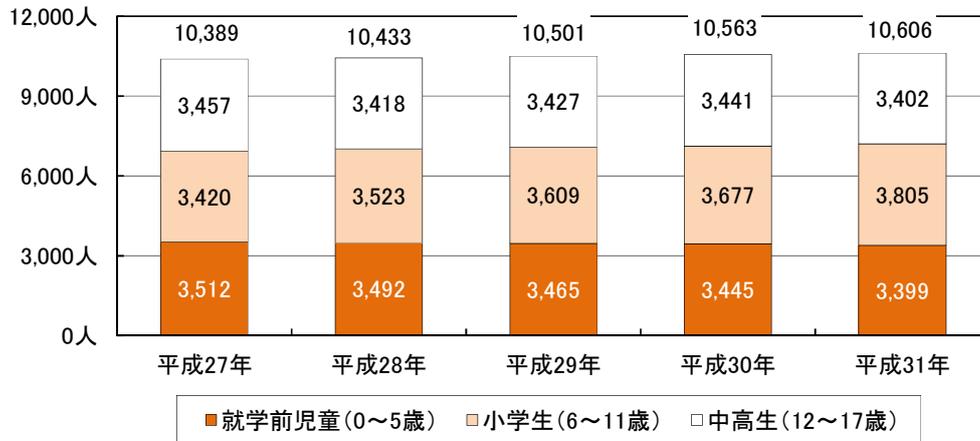
資料：国勢調査（10月1日）、平成26年のみ住民基本台帳（9月末日）

<図表3 古賀市の年齢3区分別人口構成の推移>



資料：国勢調査

<図表4 【参考】古賀市の子どもの推計人数>



※推計値は、「量の見込み」算出の際に行った人口推計の数値を使用

(3) 世帯構成の推移

世帯構成の推移についてみると、総世帯数は平成7年から平成22年にかけて増加傾向にあり、5,099世帯増えています。

また、核家族世帯においては3,123世帯増加しており、一世帯あたり人員数についても減少していることから核家族化が進行していることがうかがえます。

<図表5 古賀市の世帯構成の推移>

単位：世帯、人

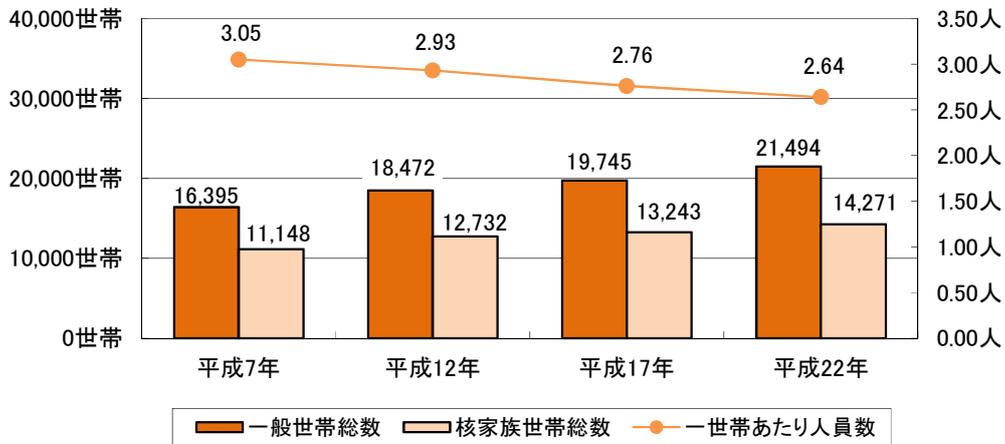
	一般世帯総数	親族世帯※							非親族世帯※	単独世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯	その他の親族世帯	核家族世帯							
				夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
平成7年	16,395	13,237	11,148	2,579	7,230	176	1,163	2,089	39	3,119	49,936
平成12年	18,472	14,843	12,732	3,332	7,675	217	1,508	2,111	50	3,579	54,086
平成17年	19,745	15,292	13,243	3,697	7,563	253	1,730	2,049	104	4,349	54,592
平成22年	21,494	16,221	14,271	4,438	7,579	299	1,955	1,950	189	5,075	56,661

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

※ 親族世帯：2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にある方のみで構成される世帯。
 ※ 非親族世帯：2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にない方を含んで構成される世帯。

<図表6 古賀市の核家族世帯等の推移>



資料：国勢調査

(4) 6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯の推移

6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯の推移をみると、6歳未満の親族のいる核家族世帯については増減を繰り返しており、構成比はほぼ横ばいとなっています。

また、18歳未満の親族のいる核家族世帯については平成7年から平成22年にかけて減少傾向にあり、平成22年では5,018世帯となっています。

<図表7 古賀市の6歳未満・18歳未満の親族のいる核家族世帯の推移>

単位：世帯

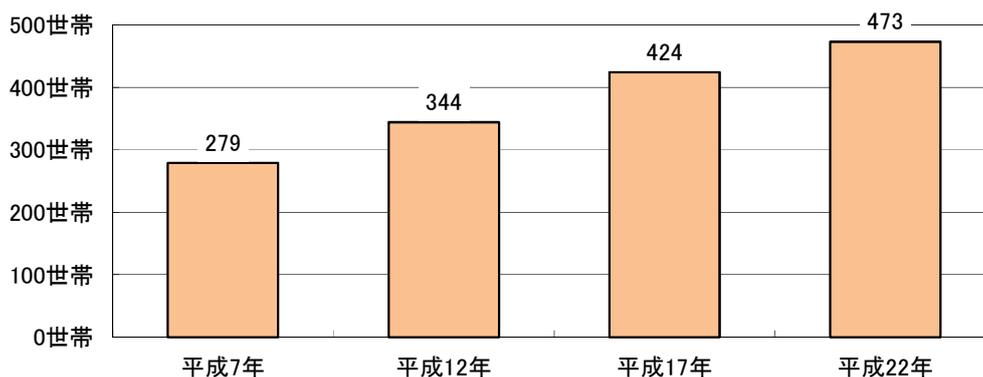
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数 ①	16,395	18,472	19,745	21,494
6歳未満の親族のいる核家族世帯数 ②	1,959	2,138	1,937	2,126
構成比 ②/①	11.9%	11.6%	9.8%	9.9%
18歳未満の親族のいる核家族世帯数 ③	5,357	5,482	5,011	5,018
構成比 ③/①	32.7%	29.7%	25.4%	23.3%

資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯（20歳未満の子どもがいる母子、父子家庭）の推移

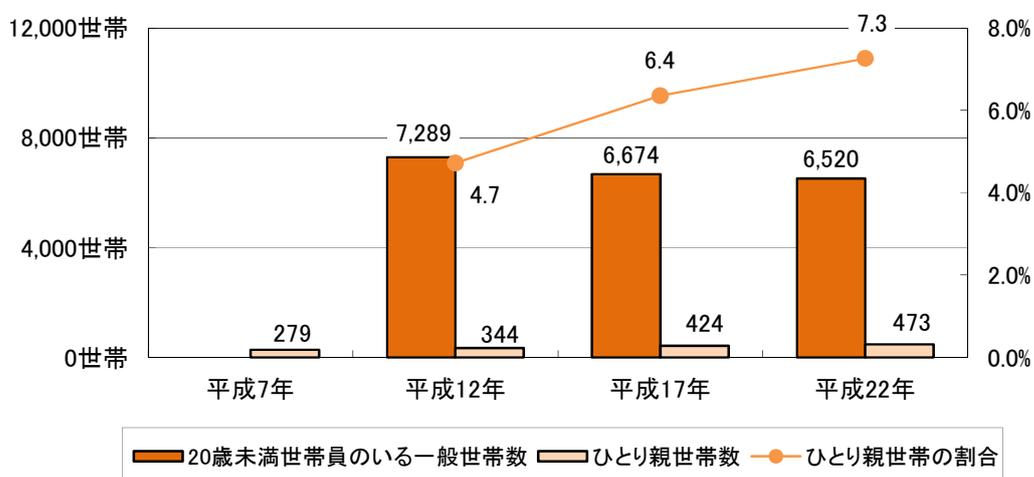
ひとり親世帯の推移をみると、平成22年では平成7年の約1.7倍になっており、473世帯となっています。

<図表8 古賀市のひとり親世帯の推移>



資料：国勢調査

<図表9 古賀市のひとり親世帯の推移（一般世帯との比較）>



資料：国勢調査

※平成7年国勢調査では「20歳未満世帯員のいる一般世帯」の項目がないため、割合の算出は不可能

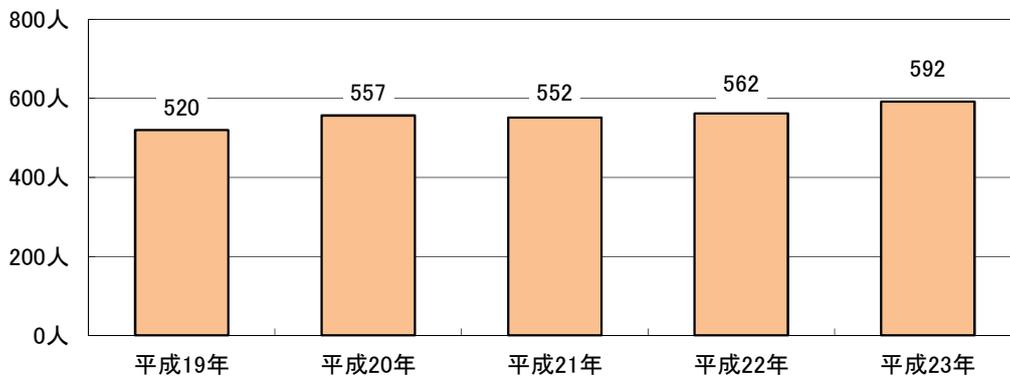
2 人口動態・就労の状況

(1) 出生数・出生率※の推移

出生数の推移をみると、平成19年から平成23年にかけて500人以上の出生数で推移しており、平成21年以降、近年ではやや増加傾向にあります。

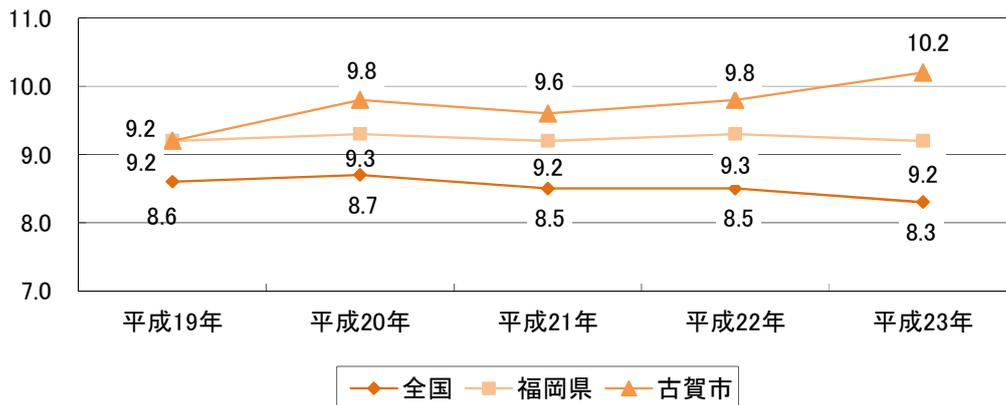
また、出生率（人口千人対）について全国・福岡県と比較すると、平成19年から平成23年にかけて全国・福岡県を上回る数値で推移しており、平成23年では10.2となっています。

<図表10 古賀市の出生数の推移>



資料：人口動態統計

<図表11 古賀市の出生率の推移（全国・福岡県との比較）>



資料：人口動態統計

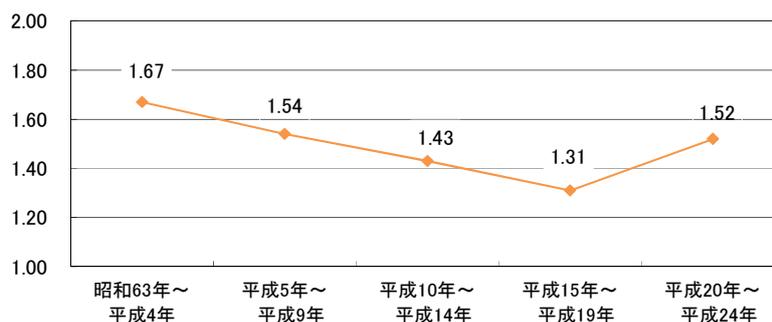
※ 出生率：一定期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、昭和 63 年から平成 19 年にかけて減少していたものの、平成 20 年～平成 24 年では 1.52 と回復しています。

全国・福岡県と比較すると、いずれも全国・福岡県と同等、もしくはそれを上回る数値となっています。

<図表 12 古賀市の合計特殊出生率の推移>



資料：人口動態統計

<図表 13 全国・福岡県・古賀市の合計特殊出生率の推移>

	平成 4 年	平成 9 年	平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年
全国	1.50	1.39	1.32	1.34	1.41
福岡県	1.47	1.38	1.29	1.34	1.43
古賀市	1.67	1.54	1.43	1.31	1.52

資料：人口動態統計

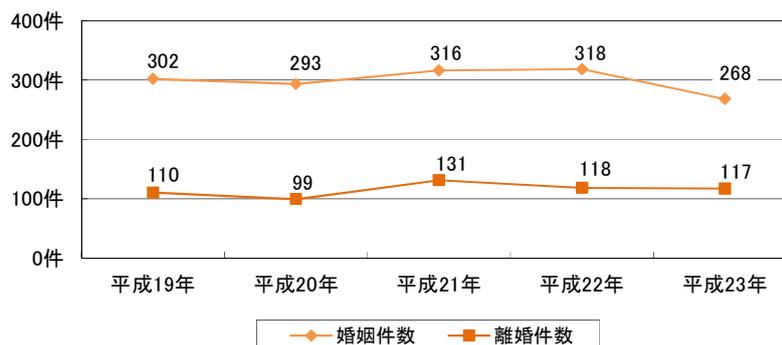
※全国・福岡県は単年での値、古賀市は5年間の平均値

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数については、平成 23 年でやや減少しており、268 件となっています。

離婚件数については、平成 19 年から平成 23 年にかけてほぼ横ばいで推移しており、平成 23 年では 117 件となっています。

<図表 14 古賀市の婚姻・離婚件数の推移>



資料：人口動態統計

(4) 未婚率の状況

女性の未婚率の推移をみると、すべての年齢層において未婚率が増加しています。特に25～39歳の未婚率は、平成7年から平成22年にかけて10ポイント以上増加と大きく伸びています。

このことは、本市の女性の未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

<図表15 古賀市の女性の未婚者数・未婚率の推移>

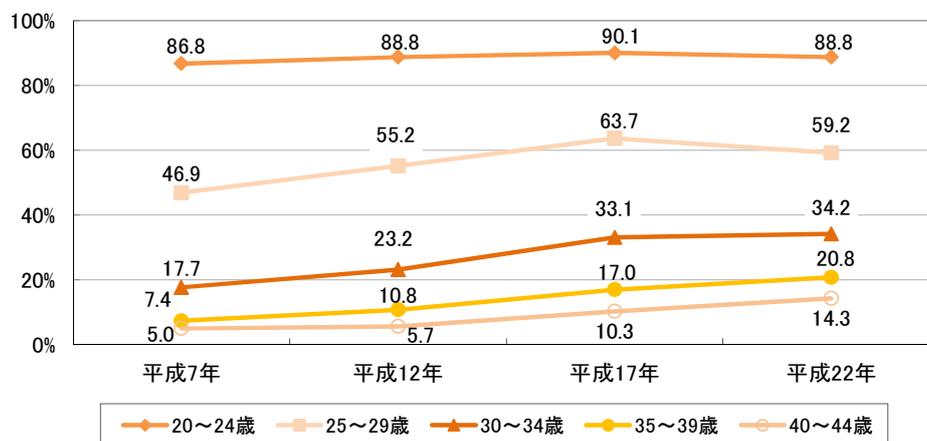
単位：人

	人数				未婚者数・未婚率			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	2,016	1,989	1,840	1,590	1,991 98.8%	1,972 99.1%	1,823 99.1%	1,575 99.1%
20～24歳	2,044	1,954	1,813	1,745	1,774 86.8%	1,736 88.8%	1,633 90.1%	1,549 88.8%
25～29歳	1,549	2,018	1,842	1,757	726 46.9%	1,113 55.2%	1,174 63.7%	1,041 59.2%
30～34歳	1,626	1,754	2,030	1,958	288 17.7%	407 23.2%	672 33.1%	670 34.2%
35～39歳	1,831	1,859	1,754	2,140	135 7.4%	200 10.8%	298 17.0%	446 20.8%
40～44歳	2,126	2,065	1,860	1,834	107 5.0%	118 5.7%	191 10.3%	263 14.3%
45～49歳	2,440	2,252	2,079	1,933	114 4.7%	109 4.8%	116 5.6%	196 10.1%

資料：国勢調査

※「未婚者」：結婚の経験が一度もない人

<図表16 古賀市の女性の未婚率の推移>



資料：国勢調査

男性の未婚率の推移をみると、ほとんどの年齢層で増加傾向にあります。特に30歳以上で未婚率が10ポイント以上増加しており、伸びが顕著です。

このことは、本市の男性においても未婚化・晩婚化が進んでいることを示しています。

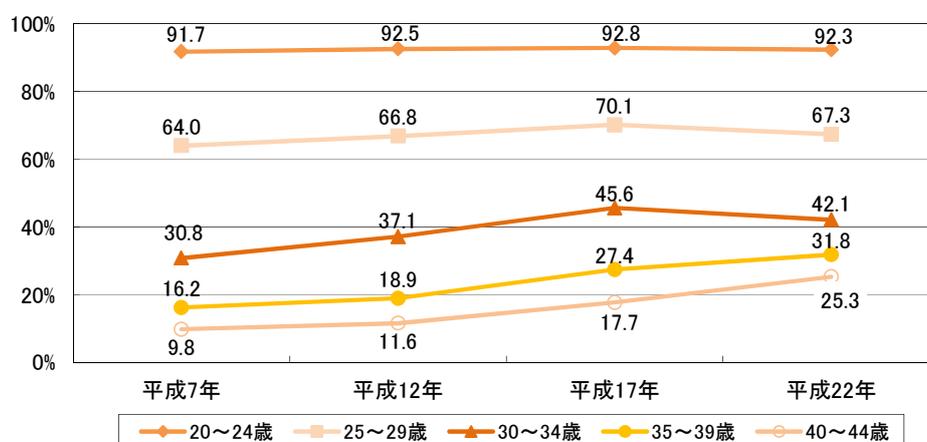
<図表 17 古賀市の男性の未婚者数・未婚率の推移>

単位：人

	人数				未婚者数・未婚率			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	2,040	1,931	1,774	1,614	2,034 99.7%	1,924 99.6%	1,769 99.7%	1,599 99.1%
20～24歳	1,996	1,795	1,603	1,533	1,830 91.7%	1,660 92.5%	1,488 92.8%	1,415 92.3%
25～29歳	1,545	1,925	1,714	1,632	989 64.0%	1,286 66.8%	1,202 70.1%	1,098 67.3%
30～34歳	1,411	1,695	1,985	1,885	435 30.8%	629 37.1%	905 45.6%	794 42.1%
35～39歳	1,652	1,660	1,644	2,154	267 16.2%	314 18.9%	451 27.4%	684 31.8%
40～44歳	2,039	1,867	1,617	1,740	199 9.8%	216 11.6%	286 17.7%	441 25.3%
45～49歳	2,328	2,155	1,848	1,668	127 5.5%	177 8.2%	191 10.3%	300 18.0%

資料：国勢調査

<図表 18 古賀市の男性の未婚率の推移>



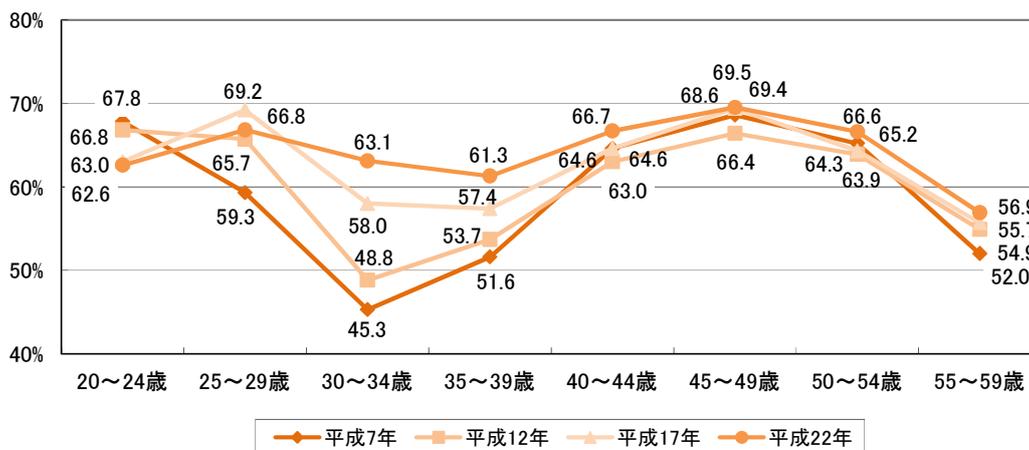
資料：国勢調査

(5) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率の推移をみると、平成7年から平成22年にかけて30～34歳の就業率は増加しており、M字曲線が年々ゆるやかになっています。

このことから、子どもを産み育てる年齢階層で結婚・出産に伴い離職する人が減少したこと、また、未婚化・晩婚化などにより就労を継続する女性が増加したことがうかがえます。

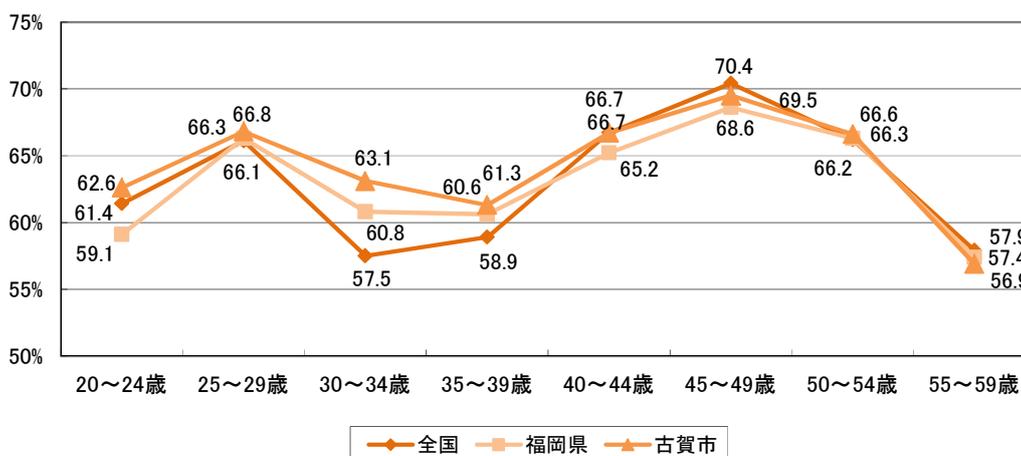
<図表 19 古賀市の女性の年齢別就業率>



資料：国勢調査

平成22年の女性の年齢別就業率の推移について、全国・福岡県と比較すると、特に30～34歳で全国・福岡県を上回る数値となっています。

<図表 20 古賀市の平成22年の女性の年齢別就業率（全国・福岡県との比較）>



資料：国勢調査

3 保育所、幼稚園、小・中学校、特別支援学校の状況

(1) 保育所の状況

現在、本市には、認可保育所が9園あります。入所児童数は、平成21年度から平成25年度にかけて増加傾向にあり、平成25年度では1,164人となっています。

<図表 21 保育所の状況>

単位：人

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公立	恵保育所	定員	90	90	90	90	100
		入所児童数	100	115	127	114	110
	久保保育所	定員	100	100	100	100	100
		入所児童数	102	106	123	125	128
	鹿部保育所	定員	120	120	120	120	120
		入所児童数	102	118	118	120	122
私立	慈照保育園	定員	60	60	60	60	60
		入所児童数	53	50	58	43	40
	五所保育園	定員	120	120	130	130	130
		入所児童数	136	127	139	155	161
	花見光保育園	定員	120	120	120	120	160
		入所児童数	146	151	158	166	200
	花鶴どろんこ保育園	定員	90	90	90	120	120
		入所児童数	113	127	120	144	149
	ほづみ保育園	定員	60	60	60	60	90
		入所児童数	84	83	94	97	113
	庄ひかり保育園	定員	90	90	90	90	90
		入所児童数	115	126	135	136	141
合計【入所児童数】			951	1,003	1,072	1,100	1,164

資料：保育所月報（各年度末）

※久保保育所は平成26年度に民間移譲

※恵保育所は平成28年度に民間移譲予定

※本市内には、届出保育施設が5園あります（平成25年度末時点）

(2) 幼稚園の状況

現在、本市には私立幼稚園が4園あります。入園児童数は、平成21年度から平成25年度にかけて増加傾向にあり、平成25年度では1,402人（内市内在住1,079人）となっています。

<図表 22 幼稚園の状況>

単位：人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
花鶴丘幼稚園	定員	225	225	225	225	360
	入園児童数	248	277	329	387	403
	(内市内在住)	237	260	307	356	360
天照幼稚園	定員	270	270	270	320	320
	入園児童数	246	273	294	341	367
	(内市内在住)	220	219	217	235	250
暁の星幼稚園	定員	315	315	315	315	315
	入園児童数	221	232	249	255	282
	(内市内在住)	137	156	155	161	171
やまびこ幼稚園	定員	200	200	200	285	285
	入園児童数	286	290	315	323	350
	(内市内在住)	260	259	279	277	298
合計【入園児童数】		1,001	1,072	1,187	1,306	1,402
(内市内在住)		854	894	958	1,029	1,079

資料：子育て支援課（各年度末）

※満3歳以上の児童及び各年度3月に卒園した児童を含む

(3) 小・中学校、特別支援学校の状況

本市には現在、小学校8校と中学校3校があります。小学校の児童数は平成21年度から平成25年度にかけて、ほぼ横ばいで推移しています。

また、中学校では学級数・生徒数ともに減少傾向にあり、生徒数は平成21年度から平成25年度にかけて188人減少しています。

<図表 23 小学校の状況>

単位：人

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
青柳小学校	学級数	12	12	12	12	12
	児童数	321	311	306	311	308
小野小学校	学級数	12	13	13	14	14
	児童数	363	382	381	409	411
古賀東小学校	学級数	14	15	15	13	13
	児童数	416	421	446	432	436
古賀西小学校	学級数	15	15	15	13	14
	児童数	461	448	464	452	445
花鶴小学校	学級数	13	13	14	15	16
	児童数	372	379	404	439	463
千鳥小学校	学級数	16	14	14	13	14
	児童数	503	464	437	412	394
花見小学校	学級数	15	16	16	17	18
	児童数	498	502	514	514	530
舞の里小学校	学級数	14	13	13	13	12
	児童数	438	430	404	388	337
合 計	学級数	111	111	112	110	113
	児童数	3,372	3,337	3,356	3,357	3,324

資料：学校基本調査

<図表 24 中学校の状況>

単位：人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
古賀中学校	学級数	17	17	17	16	16
	生徒数	582	613	584	579	580
古賀北中学校	学級数	23	22	20	19	18
	生徒数	867	816	774	737	712
古賀東中学校	学級数	12	10	11	10	10
	生徒数	377	370	375	351	346
合 計	学級数	52	49	48	45	44
	生徒数	1,826	1,799	1,733	1,667	1,638

資料：学校基本調査

<図表 25 特別支援学校の状況>

単位：人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
北筑前養護学校	小学部	9				
	中学部	11				
古賀養護学校	小学部	0				
	中学部	5				
古賀特別支援学校	小学部		9	8	10	7
	中学部		15	13	11	13
福岡養護学校	小学部	6	6			
	中学部	6	2			
福岡特別支援学校	小学部			6	6	5
	中学部			3	3	3
小池特別支援学校	小学部	0	0	0	1	0
	中学部	0	0	0	0	0
合 計	小学部	15	15	14	17	12
	中学部	22	17	16	14	16

資料：学校教育課（各年度5月1日）

※古賀市在住児童生徒の推移

第3章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題

本計画の策定にあたって実施したニーズ調査や本計画の関連事業の実態から、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

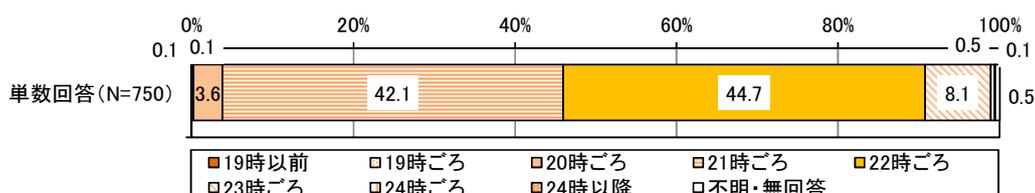
1 子どもの健やかな成長に向けた取り組みの充実

(1) 生活習慣について

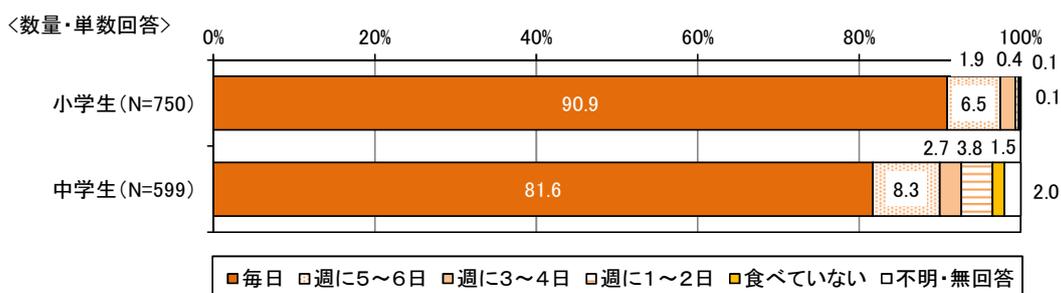
小学生の家庭生活についてみると、子どもの就寝時間については、「22時ごろ」が44.7%と最も多く、「23時ごろ」も8.1%みられます。

朝ごはんについては、小学生では9割以上が毎日食べると回答しています。一方、中学生になると週に1日でも食べない日がある人は16.3%となっており、その理由としては「時間がない」(68.4%)が最も多いことから、規則正しい生活習慣の教育・啓発が求められます。

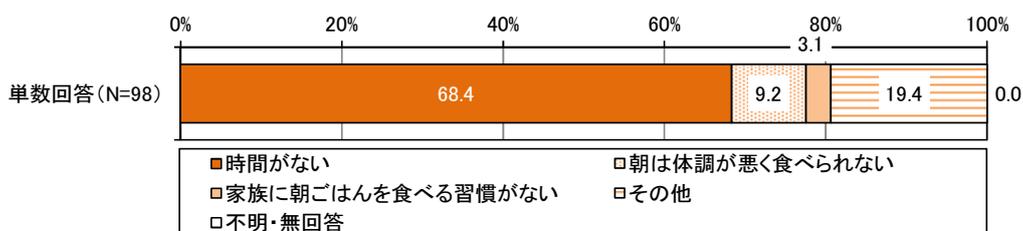
図表 26 子どもが夜寝る時間の状況（小学生）



図表 27 朝ごはんを食べる日数の状況



図表 28 朝ごはんを食べない理由の状況（中学生）



《「第3章」で掲載しているグラフや表について》

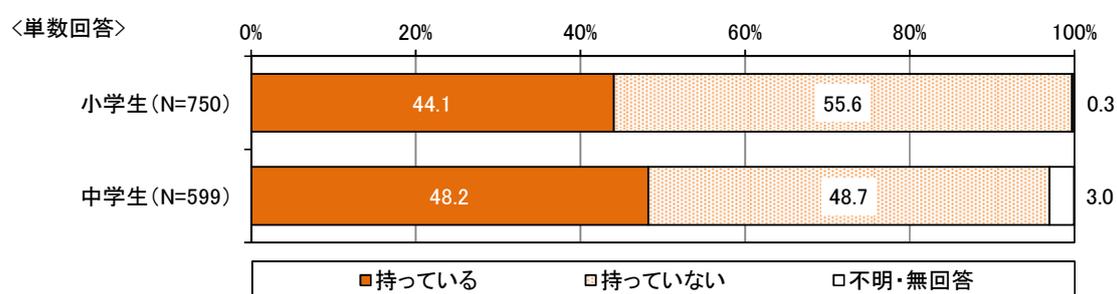
ニーズ調査の回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

(2) 携帯電話やパソコンの利用について

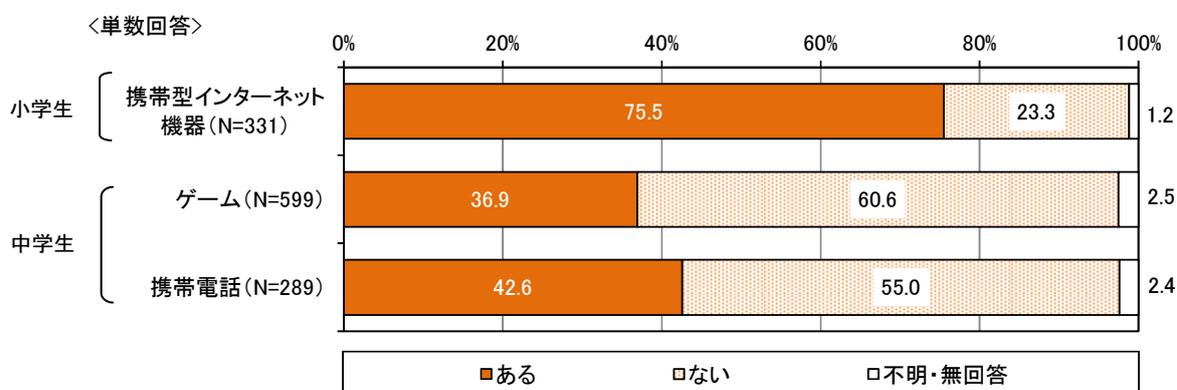
小学生の携帯型インターネット機器（携帯電話、スマホ、iPad、DS等）、中学生の携帯電話（スマホ等を含む）の所持についてみると、半数程度が自分専用の機器を「持っている」と回答しています。

また、ゲームや携帯電話等を使うときのきまりの有無については、小学生では2割、中学生では半数以上が「ない」と回答しており、使用にあたっての教育・啓発が必要と考えられます。

図表29 自分専用の携帯型インターネット機器を持っているか



図表30 ゲームや携帯電話等を使うときのきまりがあるか

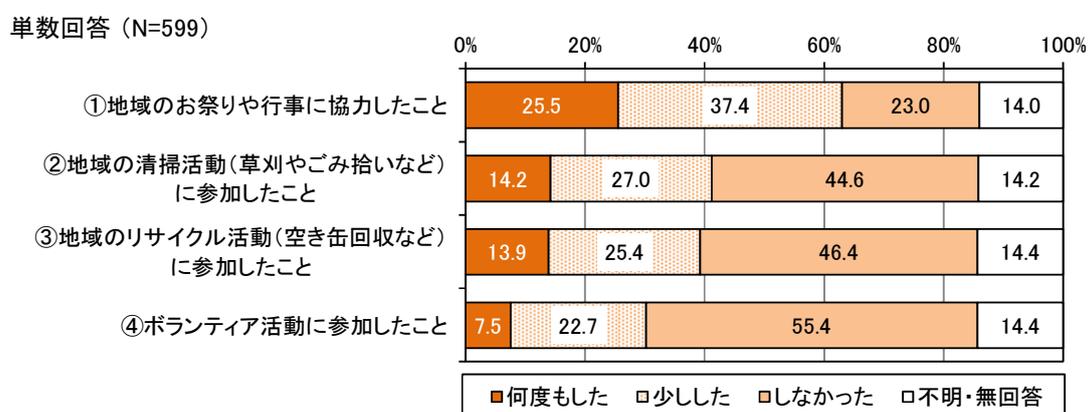


(3) 地域活動への参加について

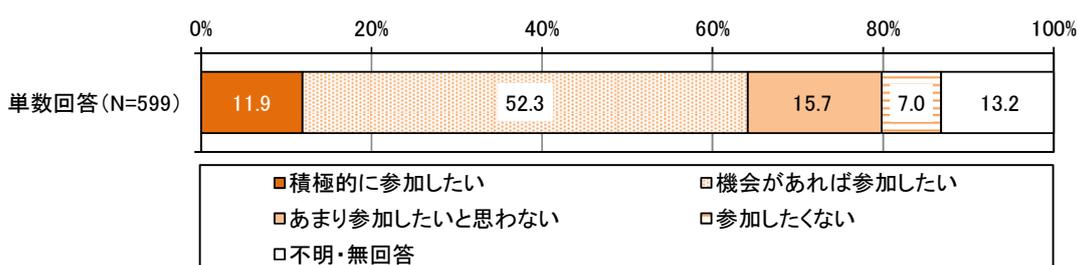
中学生について、学校の授業や行事以外の活動をみると、「地域のお祭りや行事に協力したこと」では「何度もした」「少しした」を合わせると6割以上が「した」と回答しており、最も多くなっています。一方で、「ボランティア活動に参加したこと」については、半数以上が「しなかった」と回答しています。

また、今後の地域活動への参加については、「機会があれば参加したい」（52.3%）が最も多くなっており、子どもたちの成長過程においては地域との関わりが重要であることから、より多くの子どもたちが地域活動に参加できる機会を与えることが必要と考えられます。

図表31 学校の授業や行事以外での地域活動状況



図表32 地域活動への参加希望状況



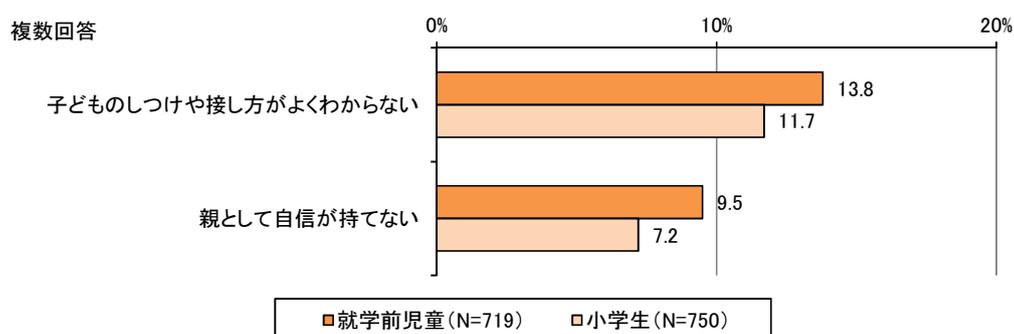
2 子育て支援サービスの充実

(1) 子どものしつけや育児について

子育てをする上での不安や悩みをみると、就学前児童・小学生ともに「子どものしつけや接し方がよくわからない」「親として自信が持てない」が1割程度となっており、この他にも、しつけや子育てへの不安に関する意見が多くみられました。

経済的不安や時間の確保、身体の疲れなどとあわせて、親としての育児そのものも子育てをする上での大きな不安であると考えられるため、子育てに関する知識の向上や相談機関の周知を行い、不安や悩みの解消を図ることが必要です。

図表 33 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること



(2) ハイリスク妊婦[※]と低出生体重児について

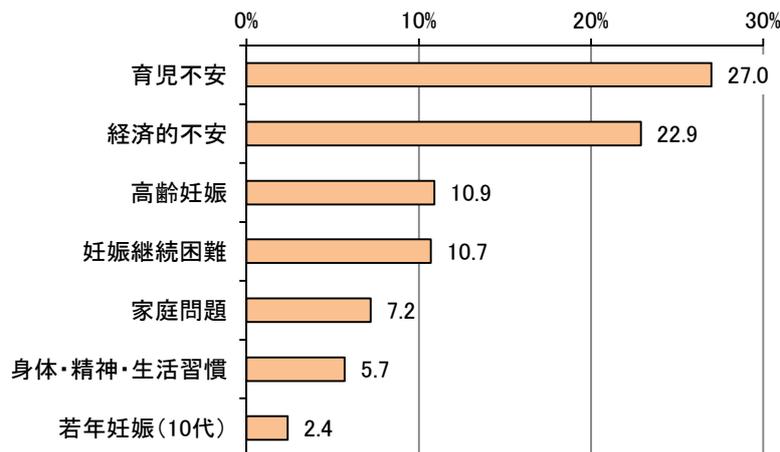
本市の妊娠届出者は年々減少していますが、ハイリスク妊婦は増加傾向にあり、平成 25 年度妊娠届出者の約 3 割を占めています。妊娠届出者のうち 2 割以上が育児不安や経済的不安を持つハイリスク妊婦であり、リスクの合併など妊娠の継続に注意を要する身体的リスクを持つ妊婦も増加しています。

また、低出生体重児の割合も増加傾向にあります。高齢妊娠や 10 代の若年妊娠の増加に伴う、妊娠中の異常（妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病など）、やせ（栄養不足）の増加などが一因として考えられます。

このような状況から、妊娠早期からの正しい知識の普及を行うとともに、身体面・精神面も含め、妊娠中から産後までの継続的な支援を行う必要があります。

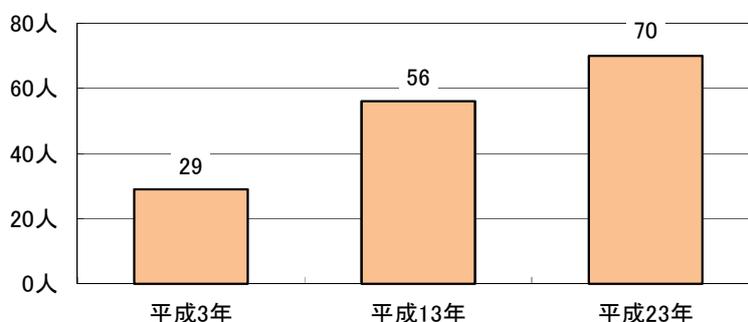
図表 34 妊娠届出者のハイリスク要因の割合

* 重複あり



資料：予防健診課（平成 25 年度）

図表 35 低出生体重児の推移



資料：予防健診課

※ **ハイリスク妊婦**：妊娠届出時の面談において、妊娠中から産後の育児において身体面・精神面・養育面などで支援が必要と考えられる妊婦。

(3) 子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向について

就学前児童について、子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向をみると、認知度については、ほとんどの事業で平成20年に実施した前回調査と同等及び前を上回る結果となっています。認知度の高い「4か月までの赤ちゃん訪問」や「つどいの広場『でんでんむし』」、「ブックスタート」では、これまでに利用したことがある割合が6割を超え、多くなっています。

また、「育児相談」「わくわく体験くらぶ、園庭開放」「古賀市が発行している子育て支援情報誌」については、利用状況に比べて利用意向が高くなっています。

これらの事業の周知とあわせ、利用しやすい環境づくり等により、さらなる利用促進を図る必要があります。

図表 36 子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向

単位：%

事業名	知っている	利用したことがある	利用したい
①すこやか教室	57.2	32.8	26.4
②4か月までの赤ちゃん訪問	76.9	68.2	38.8
③7か月っこ広場、1歳誕生広場、ツイズクラブ	73.4	42.7	39.1
④育児相談	74.7	10.2	35.6
⑤育児支援家庭訪問	43.7	7.9	20.7
⑥こども発達ルーム、療育相談	66.5	12.8	31.6
⑦ひかりマザーズルーム(地域子育て支援センター)	46.0	15.9	25.6
⑧つどいの広場『でんでんむし』	85.1	65.6	50.2
⑨子育てサロン、ミニつどいの広場など	41.7	14.2	29.6
⑩米多比児童館、千鳥児童センター(コスモックス)	58.7	23.9	33.2
⑪ファミリー・サポート・センター	37.6	2.1	21.8
⑫ブックスタート	77.1	63.6	48.7
⑬家庭児童相談室	27.4	1.8	22.8
⑭少年センターによる相談	13.5	0.1	17.0
⑮わくわく体験くらぶ、園庭開放	57.0	20.4	36.7
⑯子育てに関するまちづくり出前講座	13.6	2.5	21.7
⑰古賀市が発行している子育て支援情報誌	42.7	27.5	49.4

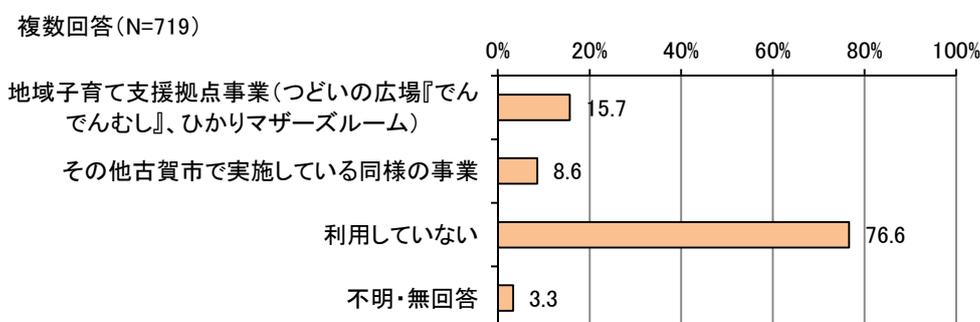
(4) 地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業について

就学前児童について、地域子育て支援拠点事業の現在の利用状況をみると、つどいの広場『でんでんむし』、ひかりマザーズルームを利用している人の割合は 15.7%となっており、「利用していない」が 76.6%と大半を占めています。

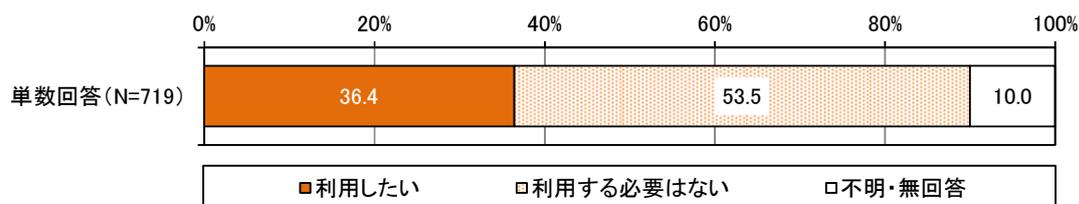
また、私用、親の通院、不定期の就労等の目的での不定期な事業（一時預かり等）の利用希望をみると、「利用する必要はない」が 53.5%、「利用したい」が 36.4%となっています。

今後、家庭保育者への支援強化の観点からも、利用希望のある人が気軽に利用できるよう、本事業の継続的な実施とともに、さらなる事業の充実が求められます。

図表 37 地域子育て支援拠点事業の利用状況



図表 38 一時預かり等の利用希望状況

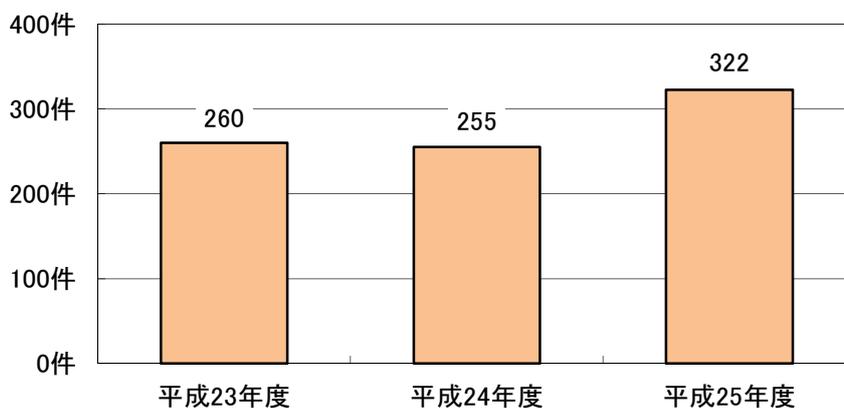


(5) 児童虐待について

本市では、核家族化の増加や地域との関わりの希薄化等に伴う子育て家庭の孤立や不安を解消するため、さまざまな取り組みを行っており、児童虐待の発生防止等にも努めていますが、児童虐待に関する相談は、増減を繰り返しながらも、長期的には増加の傾向にあります。

依然として児童虐待は後を絶たず、その相談内容も深刻な事例が多く見られますが、相談件数の増加は、支援体制の充実などによるものと考えられるため、相談機関についてさらなる情報周知を行うなど、児童虐待の発生防止や早期発見が求められます。

図表 39 古賀市の児童虐待相談延べ件数



資料：子育て支援課



3 育児環境の整備

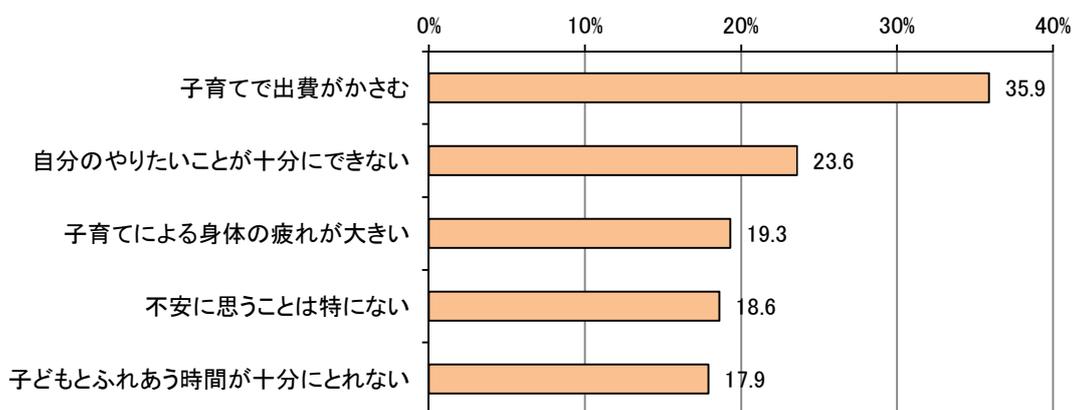
(1) 子育て上の悩みや不安、要望について

就学前児童について、子育てをする上での不安や悩みをみると、「子育てで出費がかさむ」が35.9%と最も多くなっています。

今後、どのような取り組みがあれば子育てをしやすいと思うかについても、「保育所や幼稚園の費用負担軽減」が(66.3%)と多いことから、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る必要があります。

図表 40 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

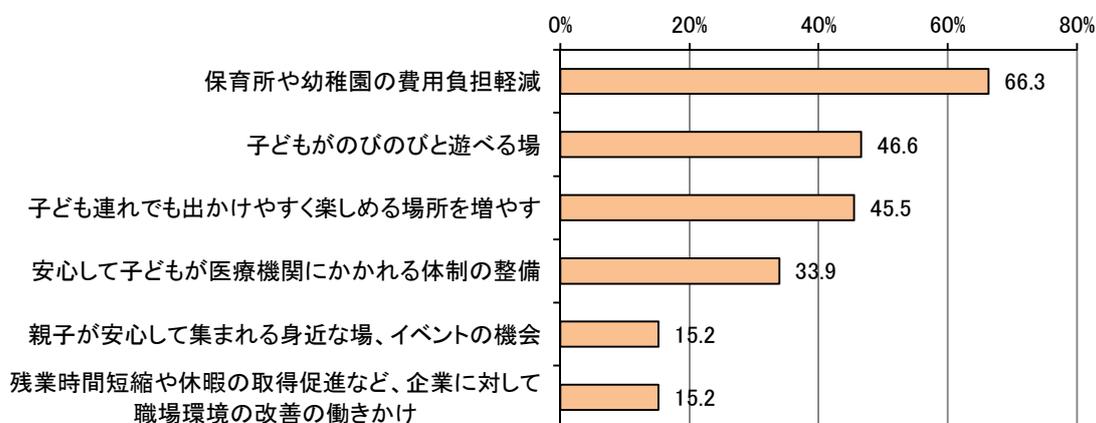
複数回答(N=719)



※上位5項目のみ掲載

図表 41 今後、どのような取り組みがあれば子育てをしやすいと思うか

複数回答(N=719)



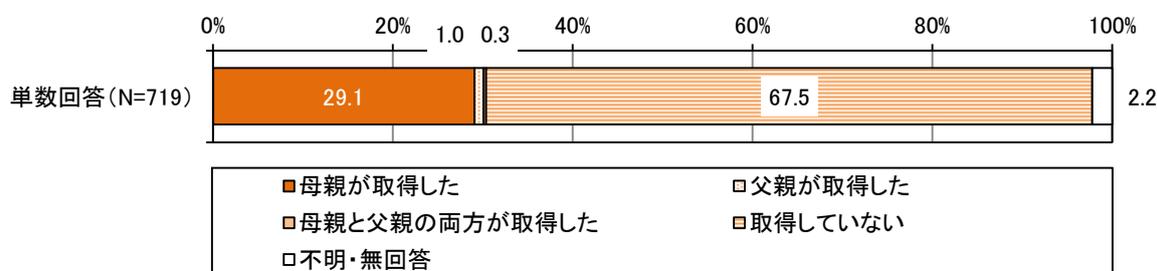
※上位6項目のみ掲載

(2) 職場の両立支援制度について

就学前児童について、育児休業の取得状況をみると、「取得していない」が67.5%と最も多くなっています。その理由としては「子育てや家事に専念するため退職した」(37.3%)、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(32.2%)が多く、その他妊娠や出産を理由に解雇されたとの回答もみられました。

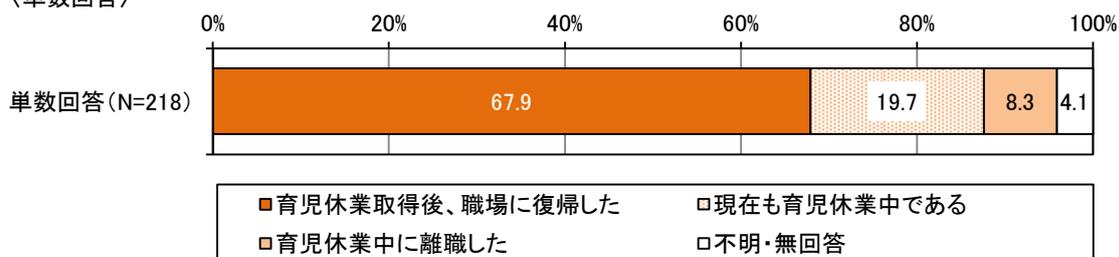
また、育児休業を取得した人のうち、67.9%は育児休業取得後、職場に復帰しています。共働き世帯や就労を希望する母親が多いことから、子育てをしながら就労を継続できる環境づくりや、子育てと仕事の両立を支援する取り組みがより一層求められるため、育児休業や短時間勤務など職場環境改善に向けた企業への働きかけが必要です。

図表42 育児休業の取得状況



図表43 育児休業取得後の職場復帰状況

〈単数回答〉



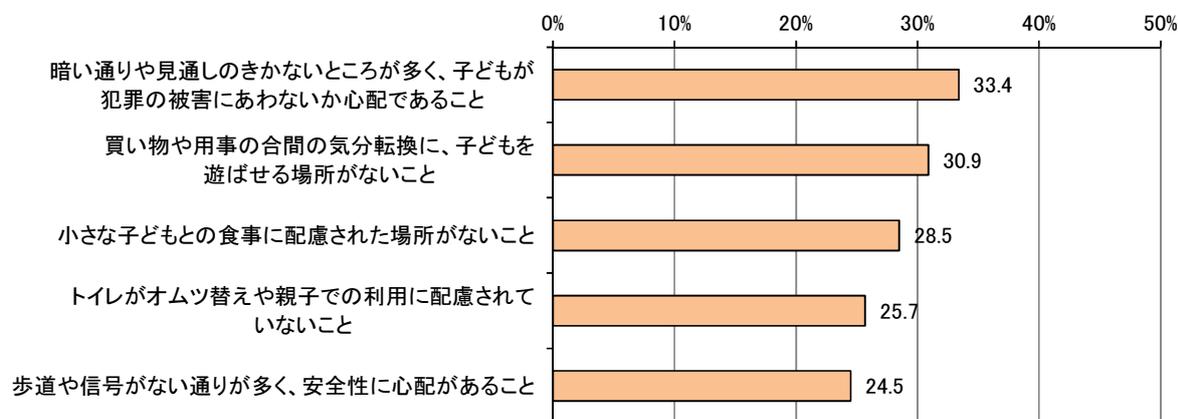
(3) 外出時の困りごとや遊び場について

子どもと外出する際に困っていることについてみると、就学前児童・小学生ともに「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」が最も多く、防犯などの安全面に対する不安が多いことがうかがえます。

その他、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」も多くなっています。子どもの遊び場に関しては、子育ての不安・悩みや、今後の必要な取り組みでも多くの意見がみられるため、親子が出かけやすく楽しめる場の充実が必要です。

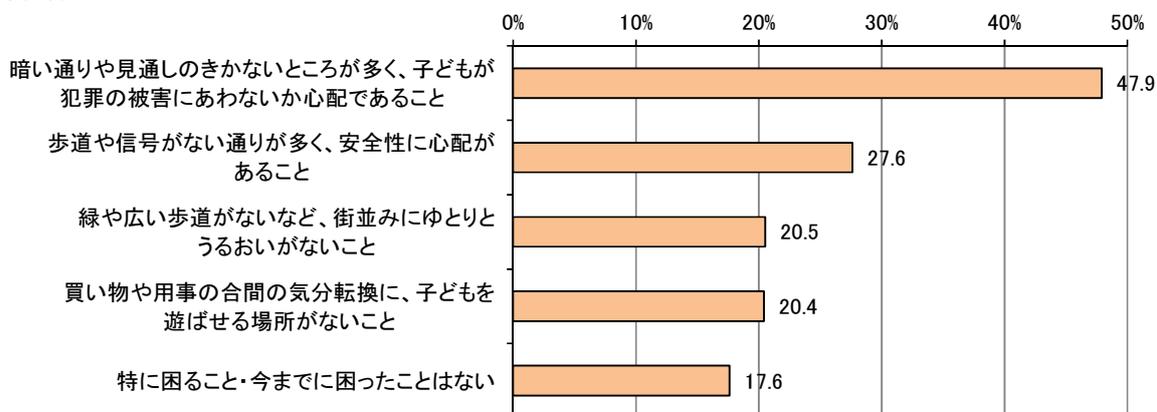
図表 44 子どもと外出する際に困ったこと、困ること（就学前児童）

複数回答(N=719)



図表 45 子どもと外出する際に困ったこと、困ること（小学生）

複数回答(N=750)



4 保育サービスの充実

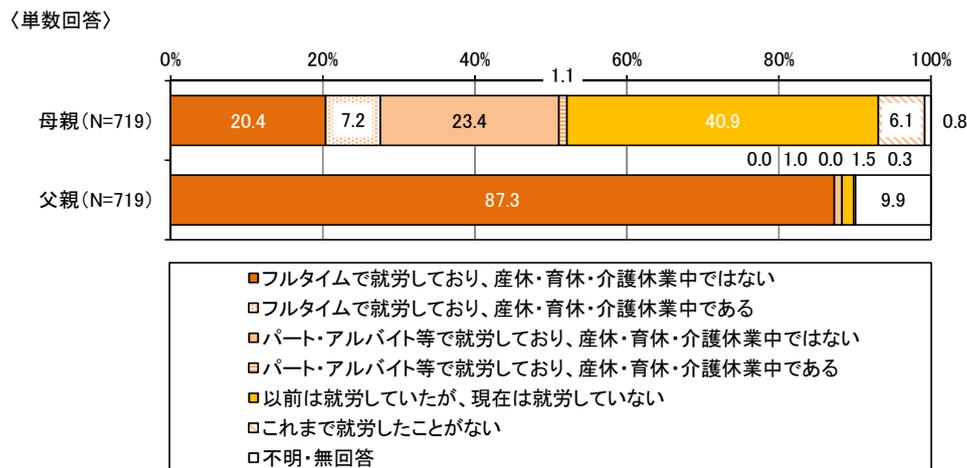
(1) 教育・保育事業の利用について

就学前児童の保護者の就労状況についてみると、産休・育休・介護休業中も含め母親が就労している（フルタイム・パート・アルバイト等）割合は52.1%となっています。平成20年に実施した前回調査と比べて増加しており（前回調査 39.8%）、共働き世帯が増加していることがうかがえます。

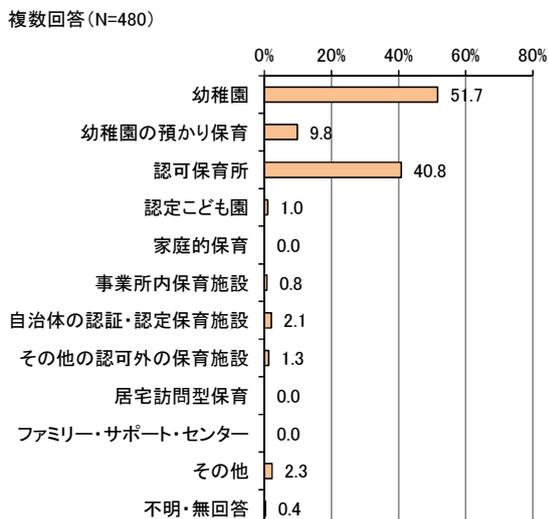
平日の定期的な教育・保育事業を利用している人のうち、その多くは、「幼稚園」（51.7%）、「認可保育所」（40.8%）となっています。また、今後利用したいと考える教育・保育事業についても、「幼稚園」（65.0%）と「認可保育所」（45.8%）が多くなっています。

今後の利用希望や母親の就労増加の状況を踏まえると、今後も教育・保育事業のニーズは高まるものと考えられ、それに応じた教育・保育事業の充実が求められます。

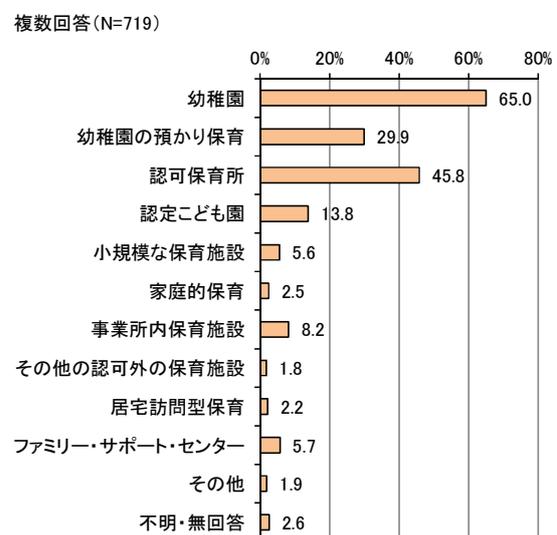
図表 46 保護者の就労状況（就学前児童）



図表 47 利用している教育・保育事業の状況



図表 48 今後利用したい教育・保育事業の状況



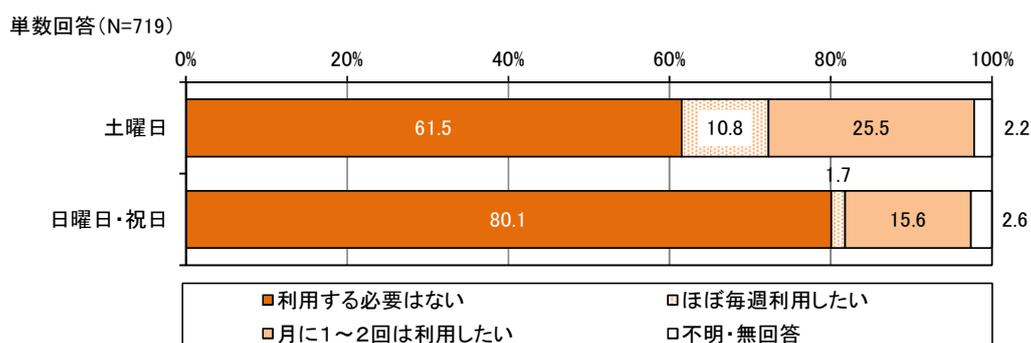
(2) 休日保育や病児保育について

就学前児童について、土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望をみると、土曜日の割合（「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」を合わせたもの）は36.3%、日曜日・祝日の割合は17.3%となっています。

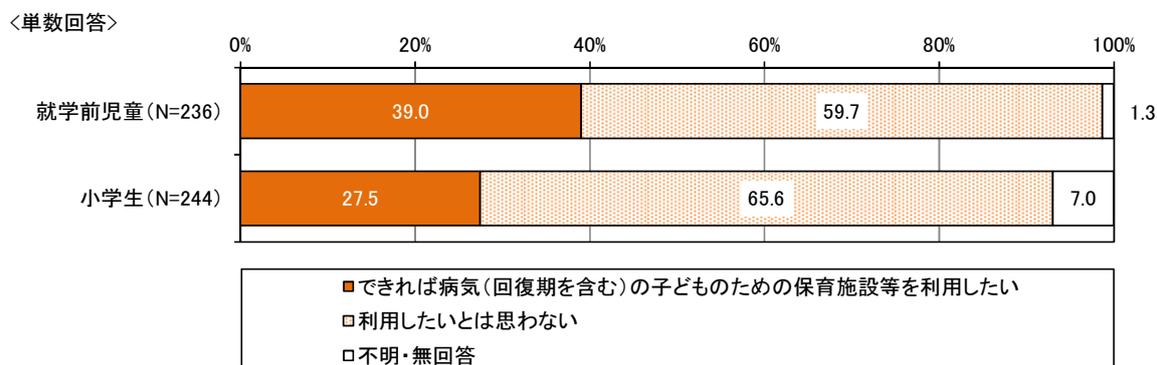
また、病児・病後児保育施設等の利用希望については、子どもが病気やケガの際の対処として父親や母親が休んだ人のうち、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った人は、就学前児童で39.0%、小学生で27.5%となっています。現在本市で実施していない「病児保育」についても利用希望があることがうかがえます。

今後、就労者の増加などにより、利用希望者が増加することも考えられるため、これらの事業のさらなる充実が求められます。

図表 49 土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望状況



図表 50 病児・病後児保育施設等の利用希望状況



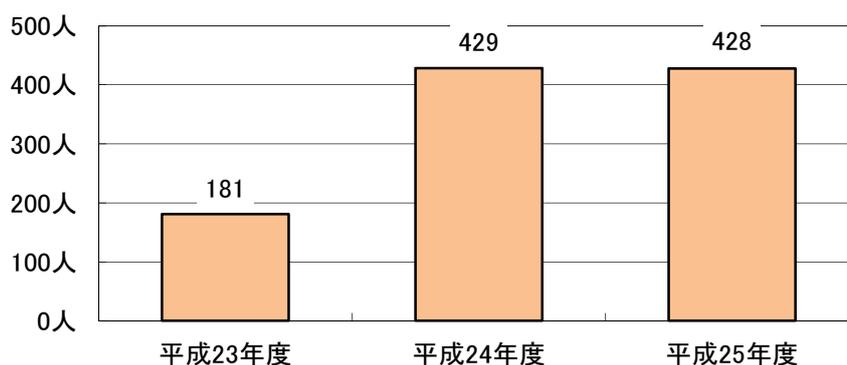
(3) 行政と施設の連携について

本市では、乳幼児健診などで発達が気になる子どもを発見する割合が増加しており、医療機関やこども発達ルームなどの専門機関へつなぐなど早期の対応を行っています。また、発達が気になる子どもが教育・保育施設に通っている場合、より継続的な支援を行うため、専門の相談員が定期的に施設を訪問し、子どもと接する保育士や幼稚園教諭と情報交換を行い、支援方法などの協議を行っています。

日々多くの時間を教育・保育施設で過ごす子どもにとって、施設の職員が子どもの状態に対する理解を深め、適切な支援を行うことが子どもの成長にとって重要なものとなります。

教育・保育施設が子どもの生活に密着した療育の場となるよう、施設の努力はもちろん、行政からの保育者への支援の充実も求められます。

図表 51 教育・保育施設への巡回相談対象延べ児童数



資料：子育て支援課

※平成 23 年度は試行、平成 24 年度から正式実施



第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもが活き活き生きるまち～生きる力を育む子育ての「わ」～

本市では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、「古賀市次世代育成支援後期行動計画」に基づき、子育て支援に取り組んできました。その間も子どもを取り巻く環境は変化しており、このようななかで子どもがあらゆる社会環境に対応していくためには、たくましく生きぬく力を育むことが求められます。

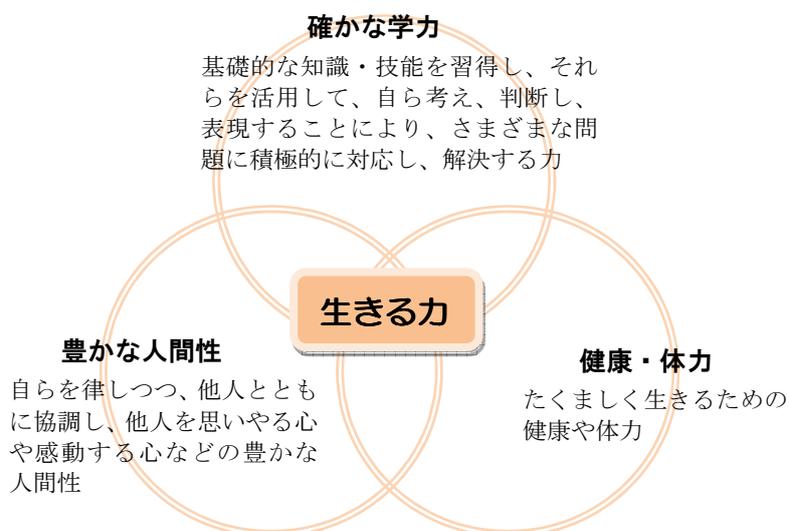
また、子どもはまちの未来を築くかけがえのない存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。

このようなことから、本計画においては、「子どもが活き活き生きるまち～生きる力を育む子育ての「わ」～」を基本理念として計画の推進を図ります。

「生きる力」とは（文部科学省の定義）

「生きる力」＝知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切であり、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ社会全体で育む必要があります。



2 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、以下の4項目を基本目標として掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

【子どもの健やかな心身の育成支援】

子どもたちが心身ともに健康に育つことが重要であるため、子どもの健康意識の向上や相談体制の充実を図り、健康な生活を送ることができるよう支援します。

【豊かな人間性を育むための支援】

さまざまな教育や体験などを通して社会性や協調性等を育み、心豊かに成長し自立できるよう支援します。

【次世代を担う子どもへの支援体制の充実】

次代を担う子どもの育成を社会全体で行うため、地域における教育力の向上を推進するとともに、学力の向上に向け、一人ひとりに応じた支援や教育体制の充実に努めます。

また、子育て支援は市民と共働して取り組む必要があり、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、支援するとともに、子どもがさまざまな世代の人と交流し、さまざまな経験を通して学ぶ場の充実が重要であるため、子育て・子育てを支える地域づくりをめざします。

基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

【子育て力向上のための支援】

保護者の子育て力の向上に向け、子育てに関わる知識の向上を図るとともに、保護者同士の仲間づくりや情報交換の場などを提供し、子育て家庭の孤立や不安の解消に努めます。

【安心して出産を迎えるための支援】

安心して出産を迎えられるよう妊娠期からの支援体制の充実を図ります。

【子育て情報の提供と支援の充実】

必要なサービスが利用できるようさまざまな媒体を活用した情報の提供や啓発に努めるとともに、きめ細やかな子育て支援サービスの提供に努めます。

基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

【生活支援・経済的支援】

子育てにおける経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう支援体制の充実に努めます。

【育児と仕事の両立支援】

育児と仕事の両立に向けた環境づくりのための広報・啓発活動に努めます。

【安心して外出できる環境の整備】

地域ぐるみでの防犯活動や道路・公園整備等により、子どもや保護者にとって安全で安心な環境づくりに努めます。

基本目標4 教育・保育提供体制の充実

【定期的な教育・保育施設の提供体制の確保】

共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの高まりや幼児教育ニーズの高まりに対応できるよう適切な提供体制の確保に努めます。

【保育サービスの充実】

多様なニーズに合わせた保育サービスの充実に努めます。

【教育・保育施設の質の向上】

幼稚園・保育所・小学校が連携を行い指導方法の改善に役立てるなど、きめ細やかな教育・保育サービスの提供に努めます。



3 施策の体系

基本理念

子どもが活き活き生きるまち
く生きる力を育む子育ての「わ」

基本目標

基本目標1

子どもの健やかな育ち
のための支援

(1) 子どもの健やかな心身の育成支援

(2) 豊かな人間性を育むための支援

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制
の充実

基本目標2

いきいきと子育てが
できる環境づくり

(1) 子育て力向上のための支援

(2) 安心して出産を迎えるための支援

(3) 子育て情報の提供と支援の充実

基本目標3

子育て家庭にやさしい
生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

(2) 育児と仕事の両立支援

(3) 安心して外出できる環境の整備

基本目標4

教育・保育提供体制
の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体
制の確保

(2) 保育サービスの充実

(3) 教育・保育施設の質の向上

基本施策

第5章 施策の具体的な取り組み

基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

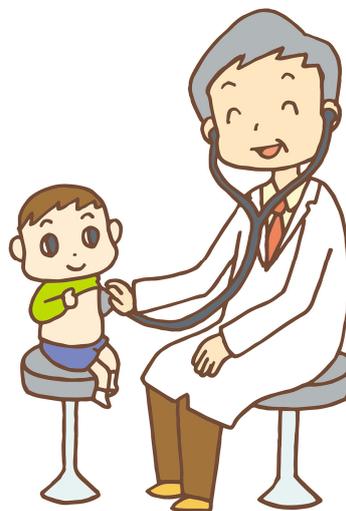
(1) 子どもの健やかな心身の育成支援

乳幼児健診や就学前健診、予防接種、歯科健診を行い、就学前の児童の発達状況を確認するとともに健康状態を把握することで、早期の対策や支援・指導につなげます。学齢期の児童へは、骨密度測定等の健康測定を通じて、健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理意識の向上を図ることにより生活習慣病の予防に努めます。また、スポーツを通して子どもの健康増進や健全育成を図ります。

子どものこころの相談体制にも重点を置き、悩みの把握と解決に努めることで、子どもが心身ともに健康な生活を送ることができ、健やかに発育・発達していけるよう支援します。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	乳幼児健診事業 （予防健診課）	子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、生後4か月、10か月、1歳6か月、3歳0か月を対象に乳幼児健診を行う。また、1歳6か月健診時に、子どもの育ちにおけるメディアの影響についての啓発を行う。	必要量全件に対応する
2	予防接種事業 （予防健診課）	伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行う。	子どもの健康づくりを充実させる
3	歯科保健対策事業 （予防健診課）	適切な歯科保健習慣の定着を図るため、幼児健診時に歯科健診・歯科保健指導を行う。	う歯保有率を減少させる
4	家族コツコツ（骨骨）健康づくり事業 （予防健診課）	健康づくりの重要性や楽しさを伝え生活習慣病を予防するため、学齢期の世代に対し、骨密度測定等の健康測定を行う。	自主的な健康づくりの意識向上と規則正しい生活習慣の教育・啓発を充実させる

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
5	子ども発達指導訓練事業 （子育て支援課）	発達に課題を持つ就学前の児童に対し、個別・集団での活動を行い子どもの発達を支援する。また、保護者の不安軽減のための支援を行う。	より効果的な支援のあり方について検討する
6	児童虐待対策事業 （子育て支援課）	被虐待児に対し虐待被害の重症化を防ぐため、児童相談所と連携し、一時保護等の支援を行う。	必要量全件に対応する
7	就学前健診事業 （学校教育課）	子どもの健康の保持及び疾病予防、早期発見を図るため、5歳児を対象に就学前健診を行う。	必要量全件に対応する
8	こころの相談事業 （学校教育課）	心の教室相談員が児童生徒の悩み等の相談に応じる。また、いじめ等による被害を受けた際の精神的フォローをするため、心の教室相談員による子ども等へのカウンセリングを行う。	子どもへの周知・啓発を継続し充実させる
9	子どもの体力づくり推進事業 （生涯学習推進課）	各小学校において、子どもの体力向上をめざしたプログラムを実施する。	古賀市スポーツ振興基本計画に基づく事業を計画的に実施する
10	青少年相談事業 （青少年育成課）	少年センターにおいて、児童生徒等の悩み等の相談に応じる。	相談窓口の周知を図る



(2) 豊かな人間性を育むための支援

生活体験や自然体験などの各学習、教育・読書活動、芸術・文化とのふれあいを通じて子どもたちの豊かなところや感性、社会性や協調性、自主性を育みます。また、性や薬物に関する正しい知識の普及啓発、交通安全・防犯等の教育を行うことにより適切な意思決定や行動選択、危険回避能力を向上させ、生きる力を育成します。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	親子クッキング事業 （予防健診課）	食に関する基礎知識の情報提供や、食習慣の見直しを考える機会を提供する。	食育を通して生活習慣病予防を推進するため継続して実施する
2	性教育や薬物乱用防止教育事業 （予防健診課・学校）	学校教育の現場において保健の時間等を活用して性教育や薬物乱用防止教育を行う。	教育を通して命の大切さを学ぶため継続して実施する
3	地域交流促進事業 ～じんけん平和教室～ （隣保館）	公募した市内小学生を対象に、人権や平和についてフィールドワークを中心に教室を開催する。	自ら進んで人権や平和を守る行動ができるよう教室内容の充実を行う
4	スタンドアローン（一人で立つ）支援事業 （隣保館）	参加中学生の将来に向けた「自己実現」をめざし、家庭学習支援や社会体験支援を実施する。	自尊心の高揚や将来展望が持てるよう支援内容の充実を検討する
5	ゲストティーチャー事業 （学校教育課・学校）	全小・中学校において、学校教育活動の中で地域の人材を講師として招き授業を行う。	地域の人との交流による社会性の向上と学習への関心・意欲を向上させるために継続する
6	総合的な学習事業 ～情報教育・規範意識教育～ （学校教育課・学校）	小・中学校でのパソコン・インターネットを活用する授業において、情報収集の仕方や活用の際のモラルやマナーについて学ぶ。	授業を通して情報モラル・メディアリテラシーの向上を図る
7	総合的な学習事業 ～体験型学習～ （学校教育課・学校）	小・中学校において、社会体験・グループ学習・異年齢集団との交流学習・自然体験活動等を行う。	自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に問題を解決する力を育てるために継続する

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
8	防犯教育事業 （学校教育課・学校）	小・中学校において、犯罪から身を守るための防犯教育を行う。	危険回避能力の向上のために継続する
9	子ども体験広場事業 （青少年育成課）	学生などのボランティアの協力を得て、子どもたちの創作意欲をかきたてるよう工作を中心とした「子どもアート教室」や、子どもたちの協調性、自主性を育むリヤカーキャンプなどの体験活動「レッツ！トライ トライ トライ」を行う。	郷土愛を育み、自立心が培われるよう体験内容の工夫と参加者増に向けた周知方法を検討する
10	居場所づくり事業 （青少年育成課）	米多比児童館や千鳥児童センター「コスモックス」において、18歳未満の子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供する。	子ども同士の交流により社会性などが育まれるため、利用者増加に向け、周知方法を検討する
11	次世代リーダー養成事業 （青少年育成課）	夏休み期間中に開催される「日本の次世代リーダー養成塾」に、古賀市在住の高校生を派遣し、参加費の一部を補助する。	2名の参加枠を維持する
12	子ども映画会事業 （図書館）	子どもの豊かなこころや感性を育むとともに映画の楽しみを伝えるため、図書館に所蔵する子ども向けの視聴覚資料を上映する。	参加者数を増やすための周知方法を検討する
13	読書活動推進事業 ～おはなし会～ （図書館）	乳幼児・児童への本の読み聞かせなどを行うおはなし会（赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会、どようおはなし会）を実施する。	おはなし会などの読書関連事業への参加者数を増やすための周知・内容の検討を行う
14	アートバス事業 （生涯学習推進課）	小・中学生を対象に、バスで市外の美術館などに行き、本物の絵や彫刻などの美術作品を見学する機会を提供する。	豊かな心を育むため、参加者数の増加に向けた周知方法や内容の充実を検討する
15	交通安全教育推進事業 （総務課）	交通安全協会と協力し、市内の全小学校において、1年生を対象に交通安全教室、4年生を対象に自転車講習会を実施する。	理解向上のための内容の工夫を検討する

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
16	人権教育・啓発の推進事業 （人権センター）	人権尊重週間の取り組みや人権の花運動に参画してもらうなど、さまざまな人権問題について考える機会を積極的に提供する。	古賀市人権施策基本指針に基づき人権施策を推進する

（3）次世代を担う子どもへの支援体制の充実

地域における教育力の向上を図るため、地域全体での子育て支援の推進や地域人材の活用・リーダーなどの育成を行います。また、子ども一人ひとりに応じた指導や外国語教育など、教育全般にわたって学力の向上に向けた取り組みを推進するとともに、さまざまな体験活動を通して、将来、社会人、親となる子どもの育成に努めます。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	地域交流促進事業 ～異文化教室～ （隣保館）	公募した市内小学生（低・高学年別）を対象に、国際的な人権感覚を養うとともに、将来へ向けた夢や目標を描くきっかけとなるよう、さまざまな国から来た留学生(大学生)を講師に迎え、他国のことば・文化・歴史等を学ぶ。	より多くの子どもが参加できるよう工夫・改善を検討する
2	不登校児童生徒等支援事業 （学校教育課）	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、少年センターにて、児童生徒、保護者等へのカウンセリングや指導を行い、学校生活の手助けを行う。また、あすなる教室では、不登校児童生徒に対する体験活動や自主学習を通して自立を支援し、学校復帰への手助けを行う。	不登校児童生徒の減少を図る
3	特別支援教育事業 （学校教育課）	特別支援教育相談員（ひまわり教室）が、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援等を行う。さらに、特別支援教育支援員が授業に入り、児童生徒の支援を行う。 また、就学支援委員会において、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた就学相談・就学支援を行う。	必要量全件に対応する

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
4	外国語教育推進事業 （学校教育課・学校）	小・中学校において、ALT（外国語指導助手）による授業を実施する。 また、夏休みには、小学生を対象とした英会話教室を開催し、英語にふれる機会を提供する。	英語への関心を高め、実践的コミュニケーション能力の育成を図るために継続する
5	職業体験学習事業 ～ドリームステージ～ （学校教育課・学校）	中学校2年生が市内事業所の協力のもとで職業体験を実施する。	望ましい勤労観や職業観を身につけるために継続する
6	総合的な学習事業 ～ボランティア教育～ （学校教育課・学校）	小・中学校において、地域の環境整備活動や施設慰問活動などのボランティア活動、高齢者・障がい者との交流等を実施する。	地域活動への参加向上を図るために継続する さらにさまざまな地域活動の情報を提供する
7	部活動指導等支援事業 （学校教育課）	中学校の部活動実技指導に外部講師を招き、生徒への専門的な指導を行う。	部活動の充実を図るため継続する
8	学力向上推進会議 （学校教育課）	学力検査等の結果を分析し、児童生徒一人ひとりに応じた指導方法や指導体制の工夫・改善等に関する実践的な取り組みや研究を行う。	効果的な諸施策の推進を図るために継続する
9	少人数学級指導支援事業 （学校教育課）	小学校低学年（1・2年生）において、35人以下の少人数学級を編制する。	きめ細かな学習指導を充実させるために継続する
10	小学校中学年学力向上事業 （学校教育課）	小学校中学年（3・4年生）クラスに講師を配置して、国語、算数の授業中における学習支援、学習指導を行う。	きめ細かな学習指導を充実させるために継続する
11	小1プロブレム対策学級補助員配置事業 （学校教育課）	小学校の環境になじめず、また、学習指導や生活指導に困難が生じる小学校1年生の学級に、担任とは別に補助を行うことを目的とする学級補助員を配置する。	小学校へのスムーズな環境適応に向け支援を継続する
12	中1ギャップ対策講師配置事業 （学校教育課）	中学校の学習や生活の変化になじめず学力不振、不登校、いじめ、荒れなどにつながることを未然に防ぐために講師を配置する。	中学校へのスムーズな環境適応に向け支援を継続する

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
13	高等学校等中途退学問題 調査研究会議 （学校教育課）	高等学校等の中途退学の実態を把握し、中途退学問題の解決と情報共有を目的に、学校、教育委員会、その他関係者等が参画する会議を開催する。	中途退学者の減少を図る
14	学習支援事業 ～学習支援アシスタント～ （学校教育課）	学力が十分に身につけていない児童生徒に対して授業における個別支援や放課後の学力補充学習をより充実させるために、学習支援アシスタントの派遣を行う。	きめ細かな学習指導・支援を充実させるために継続する
15	古賀市研究指定委嘱事業 （学校教育課）	毎年2校を古賀市研究指定委嘱校に指定し、3年間の調査研究を行い、その結果を研究発表会等で小・中学校に啓発していく。	授業改善を推進し学力の向上を図るために継続する
16	学校評議員事業 （学校教育課）	学校の自己評価結果について、適正な学校運営のため学校関係者評価委員会を開催し改善点等の指摘を行う。	指摘箇所を積極的に改善する
17	アンビシャス広場づくり 事業 （青少年育成課）	小学校区ごとに実行委員会を立ち上げ、補助金を交付することで、地域での安全・安心な居場所の提供と地域の特色ある取り組みを展開する。	開設数の拡大を検討する
18	通学合宿事業 （青少年育成課）	地域の実行委員会が主として行う集団合宿生活の体験活動に対し、支援を行う。	実施校区数の拡大に向け未実施校区での実行委員会立ち上げを支援する
19	青少年育成団体支援事業 （青少年育成課）	子ども会育成会連合会などの青少年健全育成に取り組む団体へ補助金を交付する。また、青少年問題協議会や子どもの育ちを考える協議会等を開催する。	青少年健全育成団体を支援するため継続して取り組む
20	非行防止啓発事業 （青少年育成課）	少年補導員と連携し、定期的にパトロールを実施する。また、少年指導員による啓発活動及び各小学校区代表と生徒指導教諭との定期的な情報交換、古賀市青少年育成市民会議と共催による青少年健全育成大会などを実施する。	少年指導員による非行防止を含めた啓発活動を年2回実施する

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
21	地域文庫活動支援事業 （図書館）	地域で読書活動を推進する地域文庫活動の支援を行う。	学校・地域・家庭との連携を進め、6文庫の継続維持を図る
22	読書活動推進事業 ～読書ボランティア講座～ （図書館）	読書ボランティア講座などによる研修会を行い、子どもを対象とした読書活動団体及び興味関心がある個人の支援を行う。	地域による子育て支援の向上のために継続する
23	スポーツ活動支援事業 （生涯学習推進課）	ジュニアのスポーツ団体に対して補助金を交付する。	古賀市スポーツ振興基本計画に基づく事業を計画的に実施する
24	地域コミュニティにおける子育て支援推進事業 （総務課）	ひとつの自治会では解決できない青少年育成等の社会的課題や広域で取り組んだ方が効果的な課題に対し、住民や各種団体が連携し解決を図っていくための組織づくりを推進する。	全小学校区（8校区）での校区コミュニティの設立をめざす



基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

(1) 子育て力向上のための支援

保護者の子育て力の向上に向け、子育てに関する講座や保護者支援のためのプログラムの実施、食に関する教室・啓発による知識の向上を図ります。また、保護者同士の仲間づくりや情報交換の場、親子体験などによる親子のコミュニケーションの場の提供、相談機関の充実に努め、子育て家庭の孤立や不安の解消に努めます。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	育児力向上事業 （子育て支援課）	就学前児童を持つ保護者を対象とした子育てに関する講座を実施する。また、保育所では保育所入所児童保護者を対象に子育て講座を行う。	参加者増加に向け、講座の周知方法の検討を行い、さらに内容の工夫や充実に努める
2	乳幼児親子居場所提供事業 （子育て支援課）	つどいの広場『でんでんむし』において、子育て中の親子が気軽に利用し、親子同士と一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。	さらに魅力的な居場所となるために、事業内容の検討・充実に努める
3	地域乳幼児親子交流促進事業 （子育て支援課）	花見光保育園内の「ひかりマザーズルーム」において、子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士のふれあいにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供する。また、市内の4学童保育所を利用して、ミニつどいの広場事業を実施する。	事業の認知度向上に向けた周知方法を検討する
4	乳幼児絵本との出会い促進事業 ～ブックスタート事業～ （子育て支援課）	4か月児を持つ親子を対象に、赤ちゃんには絵本を、保護者には赤ちゃんとの絵本を楽しむ体験を提供する。また、子どもの育ちにおけるメディアの影響についての啓発を行う。	親子ふれ合いのきっかけづくりのために継続する
5	乳幼児親子相談事業 （子育て支援課）	「7か月っこ広場」「1歳誕生広場」をつどいの広場『でんでんむし』で開催し、同年齢の子を育てる親同士の交流や情報交換、スタッフによる相談を行う。	参加者拡大に向け、周知方法を検討する

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
6	要支援子育て世帯相談支援事業 （子育て支援課）	要支援家庭に対し、つどいの広場『でんでんむし』等で養育状況の把握や悩みの傾聴・支援・助言等を行う。	必要量全件に対応する
7	乳児家庭全戸訪問事業 （子育て支援課）	おおむね生後2か月までの乳児のいる全家庭を、保健師または助産師と保育士が訪問し、子育て支援情報の提供、養育に関する指導及び援助等を行う。	必要量全件に対応する
8	子育て相談事業 （子育て支援課）	子育てに関する相談・情報提供を行う。また、引きこもりや虐待の防止のため、子育て状況を把握し、他の機関との連携を図る。	事業の周知・啓発を充実させる
9	家庭児童相談支援事業 （子育て支援課）	子育て、親子関係の悩みなどに関する相談窓口として、家庭支援係内に設置している家庭児童相談室にて相談を受け、支援につなげる。	事業の認知度向上に向けた周知方法を検討する
10	子ども発達相談事業 （子育て支援課）	発達に課題を持つ乳幼児や保護者に対して、個別での相談を行う。また、医師による療育方針の決定や診断を行い、必要に応じて専門機関の紹介を行う。	事業の認知度向上に向けた周知方法を検討する
11	養育支援家庭訪問事業 （子育て支援課）	養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師または助産師と保育士が家庭を訪問し、養育に関する指導や援助等を行う。	必要量全件に対応する
12	ペアレンティングトレーニング事業 （子育て支援課）	NP（ノーバディーズパーフェクト）プログラムやCSP（コモンセンスペアレンティング）などの親支援プログラムを通じて、自分にあった子育ての仕方を学ぶ。	プログラム内容の工夫や充実を図る
13	離乳食教室事業 （予防健診課）	生後5か月から1歳の乳児とその保護者を対象に、離乳食教室を実施する。	参加者増加に向け、周知方法の検討を行い、さらに内容の工夫や充実を図る

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
14	食に関する啓発事業 （予防健診課）	健康食レシピのホームページ掲載や食育ガイドブック、また妊婦教室や乳幼児健診を通じて食に関する情報提供を行う。	食育を通じた生活習慣病予防を図る
15	障がい児の親や子ども同士の交流推進事業 （福祉課）	障がい児（者）親の会への補助を行うことで活動の活性化を図り、バスハイクやふれあいバザーなどのさまざまな体験活動を通じて親や子ども同士の交流を推進する。	支援を行うことにより、親や子ども同士の交流の充実を図る
16	子育て講座事業 （生涯学習推進課）	主に思春期の子を持つ親を対象に、3中学校PTA、古賀市青少年育成市民会議と合同で年に1回、講座を開催する。	参加者増加に向け、講座の周知方法の検討を行い、さらに内容の工夫や充実を図る
17	家庭教育啓発事業 （生涯学習推進課）	小・中学校の保護者、家庭教育支援者、地域住民を対象に家庭教育に関する講座・講演会等を開催する。	家庭や地域の教育力向上のために継続する
18	子ども体験広場事業 ～アドベンチャイム～ （青少年育成課）	親子で参加できる体験教室を実施する。	参加者増加に向け、周知方法や内容を検討する
19	乳幼児親子交流事業 （青少年育成課）	米多比児童館や千鳥児童センター「コスモックス」において、子育て中の親子が気軽に利用し、参加者同士の交流による仲間づくりや情報交換の場を提供する。	参加者増加に向け、周知方法を検討する
20	読書活動推進事業 ～親子読書会～ （図書館）	小学校と協力し、親子読書会を行う。	家庭での読書活動の重要性を認識してもらい活発化を図るため継続する

(2) 安心して出産を迎えるための支援

妊娠期に健康な生活を送ることができるよう健診に対する助成を行うとともに、妊娠・出産・育児に対する不安を解消するため、妊婦教室の開催やさまざまな情報の提供、相談体制の充実を図り、安全な出産、健やかな産後を迎えられるよう支援します。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	妊婦教室・相談事業 （予防健診課）	妊婦等に対し妊娠・出産・育児に関する教室を開催するとともに、情報提供や相談・支援を行う。	情報提供の充実を図る
2	妊婦健診事業 （予防健診課）	妊婦健診費用を助成する。	妊婦や胎児の健康の保持を図るために継続する
3	助産施設入所管理事業 （子育て支援課）	経済的理由により入院助産を受けることが出来ない妊産婦が安全な出産及び健やかな産後を迎えられるように支援する。	必要量全件に対応する

(3) 子育て情報の提供と支援の充実

さまざまな媒体を通じ子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう、子育て情報や小児医療情報の積極的な提供に努めるとともに、家庭において一時的に保育や養育が困難となる場合などに利用できるサービスの充実に努めます。また、要保護・要支援児童の早期発見・早期対応や、支援体制の強化・充実に努めるとともに、虐待の未然防止のための啓発に努めます。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	子育て情報発信事業 （子育て支援課）	ホームページや広報を通じた情報提供を行うとともに、子育て支援情報冊子「子育てBOOK」等により相談機関や市内の子育て支援に関する情報提供を行う。	情報冊子の提供を拡大する 市民参加型の情報誌発行の可能性について検討する
2	一時預かり事業 （子育て支援課）	就学前児童の保護者の育児疲れ解消（リフレッシュ）、あるいは短時間労働や病気、冠婚葬祭など家庭での保育が一時的に困難な場合に保育所において子どもを保育する。	事業の認知度向上に向けた周知方法を検討する

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
3	子育て支援短期利用事業 ～ショートステイ事業～ （子育て支援課）	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。	事業の認知度向上に向けた周知方法を検討する 養育・保護施設の委託先の検討を行う
4	子育て相互援助事業 ～ファミリー・サポート・センター事業～ （子育て支援課）	子育てに関して援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織をつくり、保育所等への送迎や一時預かりなどの子育て支援を行う。	利用者拡大に向け、情報提供方法や啓発方法等について検討する
5	要保護児童対策地域連携支援事業 （子育て支援課）	福祉・教育などの関係機関相互のネットワークを構築し、要保護児童等の早期発見・対応に努めるとともに、情報共有・共通認識を図った上で、一人ひとりにあった支援を検討する。	成長過程において切れ目のない支援体制を構築する
6	児童権利啓発事業 （子育て支援課）	毎年 11 月の児童虐待防止推進月間前に、広報において、子どもの虐待防止に関する啓発記事等を掲載する。	さらなる啓発に向け、内容・方法を検討する
7	小児医療情報提供 （予防健診課）	小児医療体制の充実を働きかけていくとともに、小児医療の情報提供を行う。	情報提供の充実を図る
8	障がい児等の地域生活における支援事業 （福祉課）	日中一時支援事業（さくらんぼキッズ）により一時的に障がい児等を預かる。また、「障害者生活支援センター咲」では、障がい児やその家族の相談に応じ、障がい児等の地域における生活を支援する。	支援が必要な人に適切な量を支援する
9	青少年育成活動情報発信事業 （青少年育成課）	子ども向けの体験活動、イベント及び団体情報などの情報誌「こがっち」を年4回発行する。	内容の充実を図る

基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、子どもの医療費の公費負担や各種手当の支給を行うなど、子育てへの経済的な負担軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定を支援します。また、未熟児や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭、低所得家庭への援助を継続します。

なお、学校給食費に係る負担の軽減について検討します。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	子育て世帯経済的支援事業 ～児童手当～ （子育て支援課）	中学校修了前までの子どもを養育する保護者に対し児童手当を支給する。	基準に基づいた支給を適正に実施する
2	幼稚園就園奨励費支給事業 （子育て支援課）	幼稚園利用者に対し、保護者の所得状況に応じて補助金を支給する。 ※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を利用する保護者に対しては、奨励費が廃止となり、所得状況に応じて市が定めた保育料となる。	新制度に移行しない幼稚園利用者に対して継続する
3	ひとり親家庭等自立支援事業 ～児童扶養手当～ （子育て支援課）	ひとり親家庭等に対し、所得状況に応じて児童扶養手当を支給する。	基準に基づいた支給を適正に実施する
4	ひとり親家庭福祉資金貸付事業 （子育て支援課）	ひとり親家庭の保護者または児童のうち、貸付希望者に対し、県婦人相談員とともに面談を行い、貸付申請を進達する。	事業認知度向上に向けた周知方法を検討する
5	ひとり親家庭職業技能訓練修得支援事業 （子育て支援課）	ひとり親家庭の保護者に対し高等技能養成訓練にかかる費用を一定期間支給する。また、教育講座を受講した際にその講座費用の一部を補助する。	事業認知度向上に向けた周知方法を検討する
6	ひとり親家庭等日常生活支援事業 （子育て支援課）	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りの世話など日常生活に必要な支援を行う。	事業認知度向上に向けた周知方法を検討する

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
7	未熟児養育医療費用負担軽減事業 （予防健診課）	乳児の健全育成を図るため、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。	基準に基づいた支給を適正に実施する
8	障害者経済的支援事業 （福祉課）	自立支援サービス給付や障害児福祉手当などを支給することにより、保護者の経済的負担を軽減する。	基準に基づいた支給を適正に実施する
9	就学奨励費及び障害児通学費支給事業 （学校教育課）	特別支援教育就学奨励費や心身障がい児通学費の支給を行う。	基準に基づいた支給を適正に実施する
10	就学援助事業 （学校教育課）	経済的理由によって小・中学校への就学が困難な世帯に対し、援助費を支給する。	基準に基づいた支給を適正に実施する
11	乳幼児・子ども医療費支給事業 （市民国保課）	病気の重症化を予防し、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費等の助成を行う。（通院は小学校6年生まで、入院は高校3年生まで）	基準に基づいた助成を適正に実施する
12	ひとり親家庭等医療費支給事業 （市民国保課）	ひとり親家庭等に対し、所得状況に応じて医療費の助成を行う。	基準に基づいた助成を適正に実施する
13	重度障害者医療費支給事業 （市民国保課）	重度障がいのある子どもにかかる医療費の助成を行う。（乳幼児・子ども医療対象者を除く）	基準に基づいた助成を適正に実施する



(2) 育児と仕事の両立支援

「つどい」やセミナーの開催により、育児休業や有給休暇の取得、時間外勤務の削減や短時間勤務の導入等の促進に向けた啓発を行うとともに、男女共同参画や男性の育児参加を推進し、育児と仕事を両立するための環境づくりに努めます。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	男女共同参画推進事業 （総務課）	企業・自治会・市民・職員に対して「つどい」・セミナー等を開催する。 また、チラシやホームページ等で情報提供を行う。	広報・ホームページ等での啓発を充実する
2	仕事と生活の調和に向けた啓発 （商工政策課）	企業や労働者に対し、セミナー等の周知を行う。	周知企業数を拡大する

(3) 安心して外出できる環境の整備

地域ぐるみでの防犯活動、不審者等の情報提供体制の充実、児童生徒に対する防犯教室の実施や防犯ブザーの支給などにより地域全体の防犯意識を高め、犯罪のない安全な地域づくりを進めます。

また、子どもの非行予防のため、関係機関と声かけパトロールや住民への啓発、有害情報の浄化活動を行い、子どもを守る環境づくりを進めます。

安全な道路交通環境や公園の整備を進め、より子育てしやすいまちづくりに努めます。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	小・中学校における防犯対策事業 （学校教育課）	携帯電話やパソコン等の情報技術を活用し、子どもの安全に関する情報を保護者や地域で効果的に共有する「ふくおかキッズガードネットワークシステム」に加入する。また、市費で一部を負担して小・中学生に防犯ブザーを支給する。	保護者や地域と連携し、犯罪の抑制や被害の未然防止のため継続する
2	青少年健全育成のための環境整備 （青少年育成課）	福岡県青少年健全育成条例に基づくカラオケ店、携帯電話販売店などの立入調査の実施及びあいさつ運動の取り組みを促進する。	定期的に立入調査を実施する

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
3	防犯灯設置事業 （総務課）	防犯灯の設置にかかる経費について補助金を交付する。	地域の夜間における防犯の推進を図るために継続する
4	交通安全啓発事業 （総務課）	交通安全協会と協力し、安全運動期間中に駅や商業施設等においてチラシと啓発物資の配布を行う。	さらなる交通安全意識の向上に向け、啓発回数の拡充を検討する
5	地域における防犯活動支援事業 （総務課）	登下校時に「青色回転灯」装備車でのパトロールを実施する。また、自主防犯団体・自治会等による登下校の見守り活動、夏休みの防犯パトロールなどの取り組みを支援するため、研修会の開催や防犯活動用品を支給する。	犯罪の抑制・被害の未然防止に向け、地域との連携を継続する
6	防犯に関する関係機関・団体との連携促進事業 （総務課）	警察、行政、PTA、地域、自主防犯団体との連携を図り、情報交換や防犯情報の共有化を図る連絡調整の場づくりとして「古賀市安全安心まちづくり推進協議会」や「自主防犯団体連絡会議」を開催する。	連携促進のため継続する
7	犯罪等に関する情報提供 （総務課）	古賀市ホームページや「防災メールまもるくん」などにより不審者に関する情報提供を行う。 また、ホームページに街頭犯罪の発生状況を2か年分掲載し、犯罪の発生状況等の情報提供に努める。	子どもを犯罪等の被害から守るため、適正な情報提供を継続する
8	公園整備事業 （都市計画課）	子どものスポーツ活動や自然・文化とふれあえる公園づくりをめざし、子どもたちが安心・安全に遊べる公園施設の機能維持・整備を行う。	公園施設の適正な管理・整備を行う
9	通学路の歩道整備 （建設課）	通学路として指定されている幹線道路について、歩道または自転車歩行者道を整備する。	児童生徒の通学時の安全を確保するために幹線道路の整備にあわせて実施する

基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

共働き世帯の増加などに伴い保育ニーズが高まっていることから、需要量と供給量のバランスを考慮した上で、既存施設を有効に活用するなど適切な提供体制の確保に努めるとともに、育児休業中の在園児の継続入所や求職活動中の入所などの条件緩和も検討していきます。

また、幼児教育に対するニーズも増加しており、幼児教育の充実を図るための補助を継続し、教育施設の運営を支援します。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	私立幼稚園運営支援事業 （子育て支援課）	幼稚園に対する補助を行う。 ※子ども・子育て支援新制度への移行もしくは認定こども園へ移行した場合は、施設型給付にて支援を行う。	新制度へ移行しない幼稚園に対し継続する
2	幼稚園情報の提供 （子育て支援課）	子育て中の家庭へ幼稚園に関する情報を提供する。	効果的な情報提供方法を検討する
3	通常保育事業 （子育て支援課）	保育所において、保護者の就労や病気などの理由により、家庭において保育することができない子どもを保護者に代わって保育する。 ※幼稚園では、保護者の就労の有無に関係なく、基本的に満3歳以上の就学前の子どもを、おおむね8時30分から14時まで保育する。また、1・2歳の保育を行っている園もある。	待機児童数0人 育児休業中の在園児の継続入所、求職活動中の入所条件の緩和等について検討する



(2) 保育サービスの充実

就労形態の多様化に伴う利用者の保育ニーズを十分に踏まえ、保育所において日・祝日の預かりを実施する休日保育を開始するほか、保育所の通常開所時間を超えて預かる延長保育、小学生においては放課後に預かる学童保育など、きめ細かな保育サービスの提供に努めます。

なお、病気回復期の子どもを預かる病後児保育については継続しつつ、病氣中の子どもを預かる病児保育の実現に向けて研究・検討します。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	延長保育事業 （子育て支援課）	保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて19時または20時までの保育を実施する。 ※市内の全幼稚園では、通常の保育時間終了後、希望者への預かり保育（延長保育）を実施しており、実施時間はおおむね18時から19時まで。	20時までの保育実施園増加に向け検討する
2	休日保育事業 （子育て支援課）	日曜日及び祝日に、就労等により家庭での保育が困難となる保護者に代わり、久保保育園において、子どもを保育する。	事業内容の充実に向け検討する
3	病後児保育事業 （子育て支援課）	保護者の就労などの都合により病気回復期のおおむね10歳までの子どもを家庭で保育できない場合に、医師の診断書に基づき、鹿部保育所内「おひさまルーム」において、子どもを一時的に保育する。	小児科医院等における病児保育の実施を検討する
4	要支援児童加配事業 （子育て支援課）	保育所に入所している児童のうち、特に支援が必要と判断された児童に対し、加配職員を配置する。	児童支援のために継続する
5	放課後児童健全育成事業 ～学童保育事業～ （学校教育課）	放課後の児童の安全確保や健全育成を図るため、小学校に通う児童に遊びや集団生活の場を提供する。	待機児童数0人
6	要支援生徒加配事業 （学校教育課）	学童保育所に入所している児童のうち、特に支援が必要と判断された児童に対し、加配職員を配置する。	児童支援のために継続する

(3) 教育・保育施設の質の向上

幼稚園・保育所・小学校との連携を強化し、スムーズに小学校に適應できるよう指導方法の改善等に取り組みます。また、施設に対する財政支援の継続や第三者評価による状況把握を行い、質の高い保育サービスの提供に努めます。

なお、小・中学生の学習環境の改善に向けて、学校へのエアコン設置を検討します。

No.	事業名（担当課）	事業内容	目標・方向性
1	私立保育園等補助金事業 （子育て支援課）	各保育サービス等の実施園に対し補助金を支給する。また、必要に応じ施設整備に対する補助を行う。	さらなる保育の質の向上を図る
2	第三者評価事業 （子育て支援課）	第三者（専門業者）に対し施設運営の評価を依頼する。	積極的に改善に活かす
3	子ども巡回発達支援事業 （子育て支援課）	定期的に市内保育所・幼稚園を訪問し、特に支援が必要と判断した児童への適切な支援方法の助言等を行う。また、各施設の保育者向けに研修会を行う。	より効果的な巡回訪問のあり方や研修会の内容の充実について検討する
4	幼稚園・保育所・小学校の連携 （学校教育課）	小学校入学後のスムーズな学校生活に向け指導方法等の改善に役立てるため、定期的に連絡会を実施する。	各小学校にて定期的 に実施する
5	放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携事業 （学校教育課）	放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が同一の小学校内等にて活動する。	効果の検証を行い、実施を検討する



事業一覧

基本目標 1 子どもの健やかな育ちのための支援

基本施策	No.	事業名	担当課	頁	
(1) 子どもの健やかな心身の育成支援	1	乳幼児健診事業	予防健診課	40	
	2	予防接種事業			
	3	歯科保健対策事業			
	4	家族コツコツ(骨骨)健康づくり事業			
	5	子ども発達指導訓練事業	子育て支援課	41	
	6	児童虐待対策事業			
	7	就学前健診事業	学校教育課		
	8	こころの相談事業			
	9	子どもの体力づくり推進事業	生涯学習推進課		
	10	青少年相談事業	青少年育成課		
(2) 豊かな人間性を育むための支援	1	親子クッキング事業	予防健診課		42
	2	性教育や薬物乱用防止教育事業	予防健診課 学校		
	3	地域交流促進事業～じんけん平和教室～	隣保館		
	4	スタンドアローン(一人で立つ)支援事業			
	5	ゲストティーチャー事業	学校教育課 学校		
	6	総合的な学習事業 ～情報教育・規範意識教育～			
	7	総合的な学習事業～体験型学習～			
	8	防犯教育事業			
	9	子ども体験広場事業	青少年育成課	43	
	10	居場所づくり事業			
	11	次世代リーダー養成事業			
	12	子ども映画会事業	図書館		
	13	読書活動推進事業～おはなし会～			
	14	アートバス事業	生涯学習推進課		
	15	交通安全教育推進事業	総務課		
	16	人権教育・啓発の推進事業	人権センター		

基本施策	No.	事業名	担当課	頁
(3) 次世代を担う 子どもへの支援 体制の充実	1	地域交流促進事業～異文化教室～	隣保館	44
	2	不登校児童生徒等支援事業	学校教育課	
	3	特別支援教育事業		
	4	外国語教育推進事業	学校教育課 学校	45
	5	職業体験学習事業～ドリームステージ～		
	6	総合的な学習事業 ～ボランティア教育～		
	7	部活動指導等支援事業	学校教育課	
	8	学力向上推進会議		
	9	少人数学級指導支援事業		
	10	小学校中学年学力向上事業		
	11	小1プロブレム対策学級補助員配置事業		
	12	中1ギャップ対策講師配置事業		
	13	高等学校等中途退学問題調査研究会議		
	14	学習支援事業～学習支援アシスタント～		
	15	古賀市研究指定委嘱事業		
	16	学校評議員事業		
	17	アンビシャス広場づくり事業	青少年育成課	
	18	通学合宿事業		
	19	青少年育成団体支援事業		
	20	非行防止啓発事業		
	21	地域文庫活動支援事業	図書館	47
	22	読書活動推進事業 ～読書ボランティア講座～		
	23	スポーツ活動支援事業	生涯学習推進課	
	24	地域コミュニティにおける子育て支援 推進事業	総務課	

基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

基本施策	No.	事業名	担当課	頁
(1) 子育て力向上のための支援	1	育児力向上事業	子育て支援課	48
	2	乳幼児親子居場所提供事業		
	3	地域乳幼児親子交流促進事業		
	4	乳幼児絵本との出会い促進事業 ～ブックスタート事業～		
	5	乳幼児親子相談事業		
	6	要支援子育て世帯相談支援事業		
	7	乳児家庭全戸訪問事業		49
	8	子育て相談事業		
	9	家庭児童相談支援事業		
	10	子ども発達相談事業		
	11	養育支援家庭訪問事業		
	12	ペアレンティングトレーニング事業		
	13	離乳食教室事業	予防健診課	50
	14	食に関する啓発事業		
	15	障がい児の親や子ども同士の交流推進事業	福祉課	
	16	子育て講座事業	生涯学習推進課	
	17	家庭教育啓発事業		
	18	子ども体験広場事業～アドベンチャイム～	青少年育成課	
	19	乳幼児親子交流事業		
	20	読書活動推進事業～親子読書会～		図書館
(2) 安心して出産を迎えるための支援	1	妊婦教室・相談事業	予防健診課	51
	2	妊婦健診事業		
	3	助産施設入所管理事業		
(3) 子育て情報の提供と支援の充実	1	子育て情報発信事業	子育て支援課	52
	2	一時預かり事業		
	3	子育て支援短期利用事業 ～ショートステイ事業～		
	4	子育て相互援助事業 ～ファミリー・サポート・センター事業～		
	5	要保護児童対策地域連携支援事業		
	6	児童権利啓発事業		
	7	小児医療情報提供	予防健診課	
	8	障がい児等の地域生活における支援事業	福祉課	
	9	青少年育成活動情報発信事業	青少年育成課	

基本目標 3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

基本施策	No.	事業名	担当課	頁
(1) 生活支援・ 経済的支援	1	子育て世帯経済的支援事業～児童手当～	子育て支援課	53
	2	幼稚園就園奨励費支給事業		
	3	ひとり親家庭等自立支援事業 ～児童扶養手当～		
	4	ひとり親家庭福祉資金貸付事業		
	5	ひとり親家庭職業技能訓練修得支援事業		
	6	ひとり親家庭等日常生活支援事業		
	7	未熟児養育医療費用負担軽減事業	予防健診課	54
	8	障害者経済的支援事業	福祉課	
	9	就学奨励費及び障害児通学費支給事業	学校教育課	
	10	就学援助事業		
	11	乳幼児・子ども医療費支給事業	市民国保課	
	12	ひとり親家庭等医療費支給事業		
	13	重度障害者医療費支給事業		
(2) 育児と仕事の 両立支援	1	男女共同参画推進事業	総務課	55
	2	仕事と生活の調和に向けた啓発	商工政策課	
(3) 安心して外出で きる環境の整備	1	小・中学校における防犯対策事業	学校教育課	55
	2	青少年健全育成のための環境整備	青少年育成課	
	3	防犯灯設置事業	総務課	56
	4	交通安全啓発事業		
	5	地域における防犯活動支援事業		
	6	防犯に関する関係機関・団体との連携促進事業		
	7	犯罪等に関する情報提供		
	8	公園整備事業	都市計画課	
	9	通学路の歩道整備	建設課	

基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

基本施策	No.	事業名	担当課	頁
(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保	1	私立幼稚園運営支援事業		57
	2	幼稚園情報の提供		
	3	通常保育事業		
(2) 保育サービスの充実	1	延長保育事業	子育て支援課	58
	2	休日保育事業		
	3	病後児保育事業		
	4	要支援児童加配事業		
	5	放課後児童健全育成事業～学童保育事業～	学校教育課	
	6	要支援生徒加配事業		
(3) 教育・保育施設の質の向上	1	私立保育園等補助金事業	子育て支援課	59
	2	第三者評価事業		
	3	子ども巡回発達支援事業		
	4	幼稚園・保育所・小学校の連携	学校教育課	
	5	放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携事業		



第6章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域

《国の考え方》

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

本市の「教育・保育提供区域」については、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全市）とします。

2 子ども・子育て支援給付

（1）用語の解説等

①保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

年齢	区分		ニーズ調査での家庭類型
3歳以上	1号認定子ども	幼稚園・認定こども園を利用	タイプC' タイプD タイプE' タイプF
	2号認定子ども	保育所・認定こども園を利用	タイプA タイプB
2歳以下	3号認定子ども		タイプC タイプE

【ニーズ調査での家庭類型】

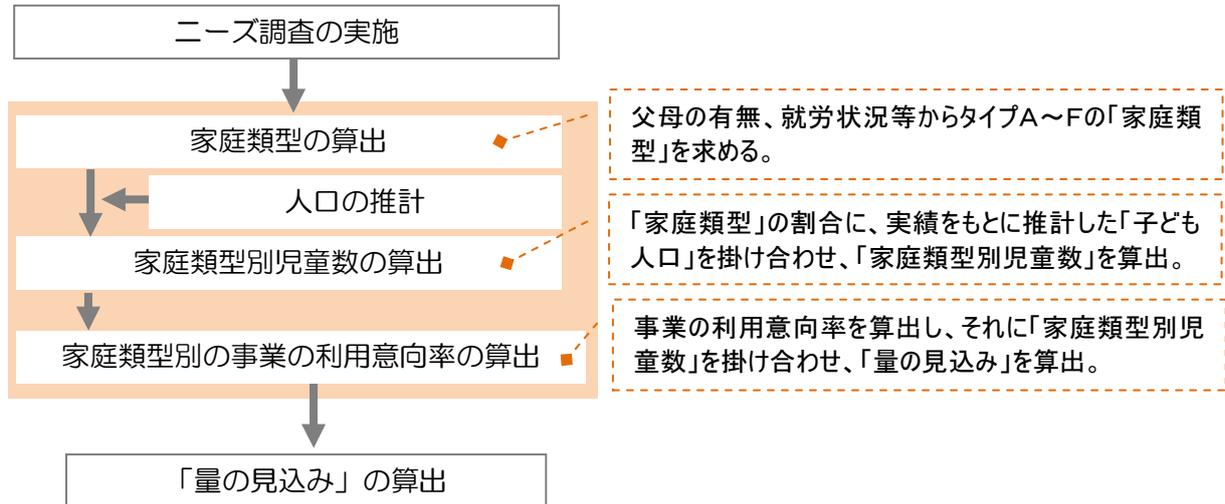
- タイプA ひとり親家庭〔母子家庭・父子家庭〕
- タイプB フルタイム×フルタイム〔父母いずれもフルタイムで就労〕
- タイプC フルタイム×パートタイム〔父母の就労がフルタイムとパートタイム長時間〕
- タイプC' フルタイム×パートタイム(短時間)〔父母の就労がフルタイムとパートタイム短時間〕
- タイプD 専業主婦(夫)〔父母いずれかが専業主婦(夫)〕
- タイプE パートタイム×パートタイム〔父母いずれもパートタイム長時間で就労〕
- タイプE' パートタイム×パートタイム(短時間)〔父母いずれかがパートタイム短時間で就労〕
- タイプF 無業×無業〔父母いずれも無職〕

② 量の見込み

将来の利用児童数の見込み。

ニーズ調査の結果を基に、国の計算方法に基づき算出。

< 「量の見込み」 算出の流れ >



③ 確保方策

量の見込みに対し、確保を図っていく量。

教育・保育及び各事業の量の見込みを満足することをめざす。

(2) 実績及び各年度における量の見込みと確保方策

【参考】教育・保育の量の見込み（古賀市在住児童の利用見込み）

	実績	見込み				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育所計	1,164 人	1,317 人	1,309 人	1,298 人	1,291 人	1,275 人
0 歳児	165 人	222 人	223 人	221 人	219 人	218 人
1・2 歳児	387 人	466 人	452 人	451 人	450 人	447 人
3 歳以上児	612 人	629 人	634 人	626 人	622 人	610 人
幼稚園	1,079 人	1,130 人	1,139 人	1,125 人	1,117 人	1,096 人

■平成 25 年度実績（古賀市在住児童）

	平成 25 年度実績（平成 26 年 3 月末日時点）				
	1 号	2 号		3 号	
		幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
教育・保育施設	1,079 人	612 人	165 人	387 人	
保育所 (定員 970 人)		612 人	165 人	387 人	
幼稚園 (定員 1,280 人)	1,079 人				
認定こども園	—	—	—	—	

※平成 26 年度定員：保育所 1,020 人、幼稚園 1,325 人



■各年度における量の見込みと確保方策

		平成 27 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		857 人	902 人		222 人	466 人
			273 人	629 人		
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	0 人	0 人	629 人	222 人	466 人
	保育所			629 人 (651 人)	222 人 (131 人)	466 人 (348 人)
	幼稚園	0 人	0 人			
	認定こども園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確認を受けない 幼稚園	857 人	273 人			
		(1,325 人)				
	特定地域型保育事業				0 人	0 人
	小規模保育				0 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
事業所内保育				0 人	0 人	
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人 (△91 人)	0 人 (△118 人)

※ () 内は定員数 ※平成 27 年度定員：保育所 110 人増員予定

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		864 人	909 人		223 人	452 人
			275 人	634 人		
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	0 人	0 人	634 人	223 人	452 人
	保育所			634 人 (651 人)	223 人 (131 人)	452 人 (348 人)
	幼稚園	0 人	0 人			
	認定こども園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確認を受けない 幼稚園	864 人	275 人			
		(1,325 人)				
	特定地域型保育事業				0 人	0 人
	小規模保育				0 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
事業所内保育				0 人	0 人	
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人 (△92 人)	0 人 (△104 人)

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		853 人	898 人		221 人	451 人
			272 人	626 人		
②確保方策	特定教育・保育施設	500 人	100 人	626 人	221 人	451 人
	保育所			626 人 (651 人)	191 人 (131 人)	361 人 (348 人)
	幼稚園	0 人	0 人			
	認定こども園	500 人 (500 人)	100 人 (100 人)	0 人	30 人 (30 人)	90 人 (90 人)
	確認を受けない 幼稚園	353 人 (605 人)	172 人			
	特定地域型保育事業				0 人	0 人
	小規模保育				0 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
	事業所内保育				0 人	0 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人 (△60 人)	0 人 (△13 人)

		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		847 人	892 人		219 人	450 人
			270 人	622 人		
②確保方策	特定教育・保育施設	500 人	100 人	622 人	219 人	450 人
	保育所			622 人 (651 人)	189 人 (131 人)	360 人 (348 人)
	幼稚園	0 人	0 人			
	認定こども園	500 人 (500 人)	100 人 (100 人)	0 人	30 人 (30 人)	90 人 (90 人)
	確認を受けない 幼稚園	347 人 (605 人)	170 人			
	特定地域型保育事業				0 人	0 人
	小規模保育				0 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
	事業所内保育				0 人	0 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人 (△58 人)	0 人 (△12 人)

		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校 教育の利用希 望が強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		831 人	875 人		218 人	447 人
			265 人	610 人		
②確保方策	特定教育・保育施設	500 人	100 人	610 人	218 人	447 人
	保育所			610 人 (651 人)	188 人 (131 人)	357 人 (348 人)
	幼稚園	0 人	0 人			
	認定こども園	500 人 (500 人)	100 人 (100 人)	0 人	30 人 (30 人)	90 人 (90 人)
	確認を受けない 幼稚園	331 人 (605 人)	165 人			
	特定地域型保育事業				0 人	0 人
	小規模保育				0 人	0 人
	家庭的保育				0 人	0 人
	居宅訪問型保育				0 人	0 人
	事業所内保育				0 人	0 人
②-①		0 人	0 人	0 人	0 人 (△57 人)	0 人 (△9 人)

提供体制、確保方策の考え方

- 教育施設の定員数については、平成 26 年度現在、1,325 人（私立幼稚園 4 園）の提供体制があり、平成 27～31 年度の見込み量を十分に満たすことが可能です。
- 保育施設の定員数については、平成 26 年度現在、1,020 人（公立保育所 2 園、私立保育所 7 園）の提供体制があります。実績と比べると、2 号（3 歳以上）・3 号（0 歳、1・2 歳児）ともに見込み量が多くなっていますが、平成 27 年度に定員 110 人の新設保育所が開園予定であることから、既存施設において見込み量を受け入れることが可能となります。
- 平成 27 年度から平成 31 年度にかけて、児童人口の減少とともに見込み量もわずかに減少傾向にあります。特にニーズの高い地域の提供体制の確保に配慮しつつ、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。
- 本市では、平成 27 年度から新制度に移行する幼稚園はなく、平成 29 年度に幼稚園 2 園が認定こども園に移行する予定となっています。また、保育所についても認定こども園への移行の予定があります。今後も、地域の実情や施設の状況を踏まえた上で認定こども園の必要性を検討し、教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業

【参考】地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		実績	見込み				
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地域子育て支援拠点事業		2,486 人回 /月	2,418 人回 /月	2,371 人回 /月	2,363 人回 /月	2,354 人回 /月	2,336 人回 /月
時間外保育事業 (延長保育事業)		133 人 (1日最大)	137 人/日	136 人/日	135 人/日	135 人/日	133 人/日
一時預 かり(幼 稚園)	1号認定	38,620 人日 /年	2,907 人日 /年	2,928 人日 /年	2,892 人日 /年	2,871 人日 /年	2,817 人日 /年
	2号認定 (定期的な利用)		27,172 人日 /年	27,367 人日 /年	27,037 人日 /年	26,842 人日 /年	26,334 人日 /年
	計		30,079 人日 /年	30,295 人日 /年	29,929 人日 /年	29,713 人日 /年	29,151 人日 /年
一時預 かり(その 他)	一時預かり事業 (保育所)	4,913 人日 /年	3,507 人日 /年	3,471 人日 /年	3,449 人日 /年	3,431 人日 /年	3,392 人日 /年
	ファミリー・サポ ート・センター事業 (未就学児のみ)	4 人日 /年					
	トワイライトステ イ事業	未実施					
病児・病後児保育事業		35 人日 /年	534 人日 /年	531 人日 /年	527 人日 /年	524 人日 /年	517 人日 /年
ファミリー・サポート・セン ター事業(就学児のみ)		68 人日 /年	38 人日 /年	37 人日 /年	39 人日 /年	41 人日 /年	43 人日 /年
放課後児童健全 育成事業(放課 後児童クラブ)	低学年	600 人	658 人	700 人	702 人	703 人	708 人
	高学年	-	88 人	88 人	92 人	96 人	102 人
	計	600 人	746 人	788 人	794 人	799 人	810 人
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)		0 人日 /年	17 人日 /年	17 人日 /年	17 人日 /年	17 人日 /年	16 人日 /年
利用者支援事業		未実施	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦に対する健康診査		6,174 人回 /年	6,500 人回 /年				
乳児家庭全戸訪問事業		524 人	537 人	538 人	535 人	530 人	527 人
養育支援訪問事業		73 人	75 人	75 人	75 人	74 人	74 人

(1) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供します。また、ブックスタートや、ツインスクラブ、育児相談等の実施により、育児負担の軽減や子育て支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,418 人回	2,371 人回	2,363 人回	2,354 人回	2,336 人回
確保方策	4 か所				

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望回数の合計（月間）

※平成 25 年度実績：延 29,840 人回/年÷12 か月=2,486 人回/月

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	137 人	136 人	135 人	135 人	133 人
確保方策	137 人	136 人	135 人	135 人	133 人

※「量の見込み」は、保育所等での延長保育を希望している子どもの数

※平成 25 年度実績：133 人（1 日あたり最大利用者数）

(3) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う預かり保育の事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定利用	2,907 人日	2,928 人日	2,892 人日	2,871 人日	2,817 人日
	2号認定利用	27,172 人日	27,367 人日	27,037 人日	26,842 人日	26,334 人日
	計	30,079 人日	30,295 人日	29,929 人日	29,713 人日	29,151 人日
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	30,079 人日	30,295 人日	29,929 人日	29,713 人日	29,151 人日

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

※平成 25 年度実績：38,620 人日/年

② 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【未就学児】

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

一時預かり事業（在園児対象型を除く）とは、保護者の育児疲れの解消（リフレッシュ）、あるいは緊急の用事（冠婚葬祭や病気等）等の理由で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所において子どもを保育する事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）とは、子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）とは、保護者が仕事・疾病その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、児童養護施設などにおいて、必要な保護を行う事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		3,507 人日	3,471 人日	3,449 人日	3,431 人日	3,392 人日
確保 方 策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	3,499 人日	3,463 人日	3,441 人日	3,423 人日	3,384 人日
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	8 人日				
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0 人日				

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

※平成 25 年度実績：一時預かり事業（在園児対象型を除く） 4,913 人日／年

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 4 人日／年

子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 0 人日／年（未実施）



(4) 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合、保育所、認定こども園、病院、診療所その他の施設において、子どもを一時的に預かり、保育を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	534 人日	531 人日	527 人日	524 人日	517 人日
確保方策	534 人日	531 人日	527 人日	524 人日	517 人日

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

※平成 25 年度実績：35 人日／年（定員 4 人／日）

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学児】

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	38 人日	37 人日	39 人日	41 人日	43 人日
確保方策	38 人日	37 人日	39 人日	41 人日	43 人日

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（週間）

※平成 25 年度実績：68 人日／年

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育））

小学校に通う子どもで、その保護者が就労等によって家庭にいない場合、授業の終了後、遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図ります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見 込 み	低学年	658 人	700 人	702 人	703 人	708 人
	高学年	88 人	88 人	92 人	96 人	102 人
	計	746 人	788 人	794 人	799 人	810 人
確保方策		746 人	788 人	794 人	799 人	810 人

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数

※平成 25 年度実績：600 人

※平成 27 年度定員：700 人（最大許容人数 873 人）

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日	16 人日
確保方策	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日	16 人日

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

※平成 25 年度実績：0 人日／年

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1 か所				
確保方策	1 か所				

※「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

(9) 妊婦に対する健康診査

子どもが健やかに生まれ成長していくことができるよう、健康診査を通じて妊婦や胎児の健康保持及び疾病予防、早期発見を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6,500 人回	6,500 人回	6,500 人回	6,500 人回	6,500 人回
確保方策	実施場所：医療機関等 実施体制：委託及び補助 検査項目：基本健診、初期血液検査、血液検査（貧血、グルコース）、 超音波検査、クラミジア検査、GBS検査 実施時期：妊娠期				

※「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

※平成 25 年度実績：6,174 人回／年

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	537 人	538 人	535 人	530 人	527 人
確保方策	実施体制：市が直接実施（保育士、助産師、保健師等）				

※「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

※平成 25 年度実績：524 人（出生数）

(11) 養育支援訪問事業

乳児全戸訪問事業等により把握した子どもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、継続的に訪問を行い、養育に関する指導や援助等を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	75 人	75 人	75 人	74 人	74 人
確保方策	実施体制：市が直接実施（保育士、助産師、保健師等）				

※「量の見込み」は、国の方針により市にて実績等をもとに推計

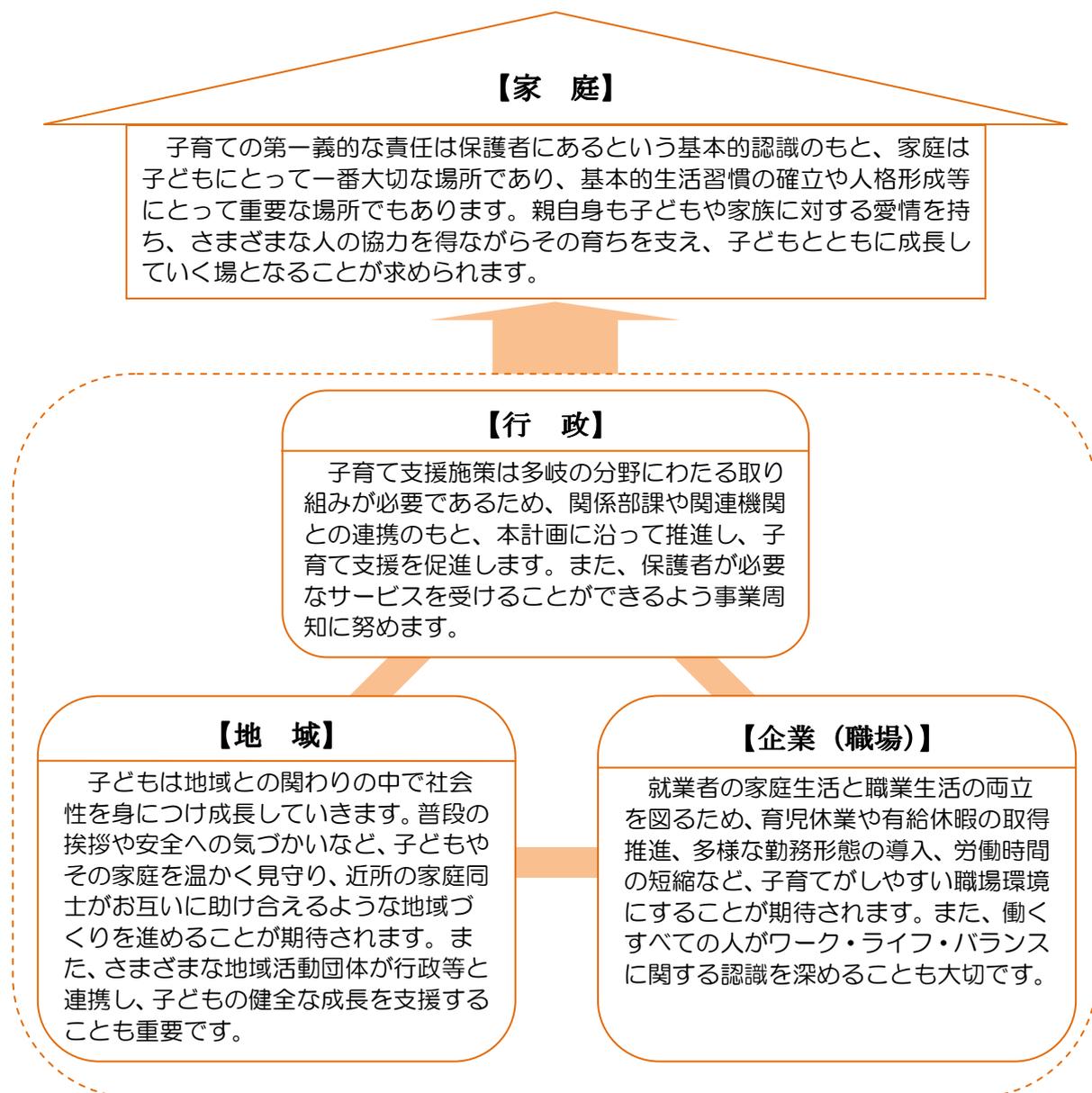
※平成 25 年度実績：73 人（年間対象者数）



第7章 計画の推進体制

1 推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、家庭、地域、企業及び行政がそれぞれの役割のもとに、協力・連携しながら取り組むことが重要であるため、以下のような役割が十分に認識され、計画が実現されるよう取り組んでいきます。



2 計画の進捗管理・評価

本計画の推進にあたり、計画に基づく施策や事業がスムーズに実施されるよう進捗状況等を管理し、評価を行います。また、必要に応じて「子ども・子育て会議」に諮りながら事業計画の見直しや取り組み内容の改善等を行います。

資料編

1 古賀市子ども・子育て会議条例

平成25年6月26日
条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、古賀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に規定する事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

2 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

[省略]

2 計画策定の経緯

項目（年月日）		内容
平成 25 年度	第1回子ども・子育て会議 (H25.10.18)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付 ・会長の選出 ・諮問書交付 ・会議及び会議録の取り扱いについて ・子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査の実施について
	第2回子ども・子育て会議 (H25.10.30)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の実施について ・その他（認可保育所の新設について、傍聴要領の改正について）
	ニーズ調査 (H25.11.25～12.26)	古賀市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 対象者：就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生
	第3回子ども・子育て会議 (H25.12.25)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て会議の役割について ・新設保育所の利用定員について
	第4回子ども・子育て会議 (H26.1.6)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議について ・前回会議での意見・質問に対する市の考え ・保育施設の利用定員について
	第5回子ども・子育て会議 (H26.3.24)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の結果について（中間報告） ・古賀市次世代育成支援後期行動計画の評価について ・その他（部会について）
平成 26 年度	第1回子ども・子育て会議 (H26.11.7)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定事項について ・市民ニーズ調査の結果について ・子ども・子育て支援事業計画について ・子ども・子育て関連3法の施行に伴う条例の整備について ・保育所入所要件について
	就学後部会(H26.11.12) 就学前部会(H26.11.13)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て関連3法の施行に伴う条例の整備について ・保育所入所要件について
	第2回子ども・子育て会議 (H26.11.18)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回議事について（条例の概要について、保育所入所要件について） ・子ども・子育て支援事業計画について
	第3回子ども・子育て会議 (H26.12.2)	・子ども・子育て支援事業計画について
	第4回子ども・子育て会議 (H27.1.8)	・子ども・子育て支援事業計画について
	就学後部会(H27.1.14) 就学前部会(H27.1.15)	・子ども・子育て支援事業計画全体について
	第5回子ども・子育て会議 (H27.1.21)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画案の修正の説明 ・その他（部会の傍聴について）
	パブリックコメント実施 (H27.2.2～3.3)	古賀市子ども・子育て支援事業計画（案）についての市民の意見募集
	就学後部会(H27.2.24) 就学前部会(H27.2.25)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について ・子ども・子育て支援事業計画全体について
	第6回子ども・子育て会議 (H27.3.20)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・子ども・子育て支援事業計画の修正について ・答申案について
答申(H27.3.26)	古賀市子ども・子育て支援事業計画についての答申書を、古賀市子ども・子育て会議会長から市長に提出	

3 古賀市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順 (会長を除く))

区 分	氏 名	備 考
子ども・子育て支援 に関し学識経験のあ る者	◎ 田中 敏明	福岡教育大学名誉教授・特命教授
	桑野 嘉津子	中村学園大学非常勤講師
子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	角森 輝美	久山町役場保健師 (健康福祉課長)
	梯 裕子	発達支援関係者
	加藤 典子	社会教育委員
	下川 由貴子	古賀市障害者生活支援センター「咲」 相談員
	末次 威生	古賀市青少年育成市民会議 会長
	薄 秀治	学校法人 すずき学園 理事
	高橋 千里	家庭教育支援ボランティア ^{ぶんぶん} 聞々倶楽部 代表
	高原 康吉	古賀市立古賀北中学校 校長
	中田 拓弥	学校法人 暁の星学園 暁の星幼稚園 副園長
	原口 一夫	古賀市立古賀西小学校 校長
	大和 郁雄	古賀市保育所連盟 会長 社会福祉法人 光会 花見光保育園 園長
保護者	石丸 貴子	公募委員
	松尾 美恵子	公募委員

◎印は会長

4 答申書

平成27年3月26日

古賀市長 中村 隆象 様

古賀市子ども・子育て会議
会長 田中 敏明

古賀市子ども・子育て支援事業計画の策定について
(答申)

平成25年10月18日付25古子支第856号にて諮問された「古賀市子ども・子育て支援事業計画」について、当会議において慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

古賀市子ども・子育て支援事業計画の策定について
(答申)

平成27年3月
古賀市子ども・子育て会議

1. 総評・意見

全国的に少子高齢化が進む中、地域への関わりの希薄化、核家族家庭の増加や親の就労形態の多様化、子どもが安心してのびのび遊べる場所の減少など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、今後は、社会全体が子どもや子育て家庭を見守り、温かい地域の中で、子どもが健やかに成長し、子育ての楽しさや喜びが実感できるまちづくりが求められています。

古賀市では、平成 22 年度から平成 26 年度までの計画である「古賀市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、関係機関等との連携・共働のもと、親子がともに育ち、また、住民がお互いに支えあう地域をめざして、「家庭や地域が共働し、子ども親もこころ豊かに生きるまちこが」を基本理念に計画の推進を図ってきました。

今回の「古賀市子ども・子育て支援事業計画」は、国が定めた「子ども・子育て関連 3 法」の一つである「子ども・子育て支援法」に基づき策定されます。当該法の主旨では、その対象が主に就学前児童とされていますが、古賀市では「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」と一体的に策定することとし、「古賀市次世代育成支援後期行動計画」の評価と併せ、本年度実施した市民ニーズ調査の結果を総合的に分析し、0 歳からおおむね 18 歳までの子どもやその家庭を対象として各分野にわたる施策が掲げられています。

古賀市子ども・子育て会議では、古賀市において「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、平成 25 年 10 月 18 日に古賀市長から「古賀市子ども・子育て支援事業計画の策定について」の諮問を受け、計 14 回にわたりさまざまな議論を重ねてきました。

その結果、「子どもが生き生き生きるまち～生きる力を育む子育ての「わ」～」を基本理念とし、審議結果を取りまとめましたので、以下の点について、意見を沿えて答申といたします。

本答申が、今後の古賀市の子ども・子育て支援施策の方向性を定める一助となり、子どもの利益が最大限に尊重されるまちづくりに活かされるよう切望いたします。

(1) 基本目標 1 「子どもの健やかな育ちのための支援」について

子どもの「生きる力」の基礎を育むためには「豊かな遊び」は欠かせないものです。また、子どもは家庭や学校、地域などのさまざまな「社会」を通して成長していきます。18 歳までの子どもたちが安心して過ごせる身近な居場所や遊びの場、「社会」と関わる機会の充実に努めていただきたい。

(2) 基本目標 2 「いきいきと子育てができる環境づくり」について

子育ての第一義的責任は家庭にあり、その役割は大変重要なものではありませんが、核家族家庭の増加や地域社会との関わりの希薄化などにより、「子どものしつけや接し方がよくわからない」といった不安を持つ親が増加傾向にあると考えられます。そのため、

子どもの成長に応じた親の学ぶ機会の提供に努めていただくとともに、親同士の仲間づくりの場の充実を図るなど、親の子育て力の向上や子育て家庭へのサポート体制の充実に努めていただきたい。また、市民団体などが行っているサービスや情報についても情報提供に努めていただきたい。

(3) 基本目標3「子育て家庭にやさしい生活環境づくり」

子育て家庭が安心して安全に暮らせるよう、「子どもを地域みんなで育てよう」という意識の醸成・啓発に取り組んでいただきたい。方法として子どもや子育て家庭を支援する市民団体や市民同士の横のつながりを構築するため、仲間づくりの支援に努めていただくとともに、地域コミュニティ活動の活性化や、市民・市民団体と連携し、地域での子ども・子育て支援の推進に努めていただきたい。

(4) 基本目標4「教育・保育提供体制の充実」について

待機児童数ゼロを堅持するとともに、教育・保育施設の利用ニーズを把握し、適切な提供体制を確保していただきたい。また、幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校、高校の連携を強化し、子どもに関わる全ての施設が同じ目標に向かって子どもの健全な発達を保障できるよう努めていただくとともに、支援者のさらなる専門性の向上を図り、質の高い教育・保育の提供に努めていただきたい。

2. 計画の推進にあたって

本計画の基本理念「子どもが生き生き生きるまち～生きる力を育む子育ての「わ」～」の実現に向け、関係する全ての市職員が本計画に掲げる「生きる力」を理解した上で、関係各課の連携を図りながら施策に反映していくとともに、計画について広く周知し、家庭・地域・企業及び行政がそれぞれの役割を果たし連携しながら「子どもの最善の利益」が実現される社会づくりに取り組むよう切望いたします。

なお、本計画に沿って確実に事業が展開されるよう必要な予算措置を行うとともに、進捗状況の管理や検証を行い、策定に携わった「古賀市子ども・子育て会議」に対し進捗状況などの情報を提供していただくよう求めます。また、社会情勢や古賀市の実態把握に努め、必要に応じて適切な見直しを行っていただくよう求めます。



古賀市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27～31 年度)

発行年月 平成 27 年 3 月

発行 福岡県 古賀市

編集 古賀市 保健福祉部 子育て支援課

〒811-3116 福岡県古賀市庄 205 番地

TEL : 092-942-1157 / FAX : 092-942-1154



古賀市子ども・子育て支援事業計画
(平成27～31年度)